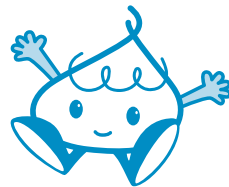


2020年度版

退職者会用

全トヨタ労連総合保障共済



ゆうゆう共済

総合パンフレット・重要事項説明書

「ゆうゆう共済」とは、全トヨタ労連に加盟する労働組合による助け合いの保障制度です。

支えられて
30周年

1989年、全トヨタ労連が組合員のためにスタートした総合保障共済「ゆうゆう共済」は今年で事業開始30周年を迎えました。

契約内容を変更される場合、
申込書提出締切日は
12月26日(木)
です。



「ゆうゆう共済」
サイトはこちら



ゆうゆう共済 🔍 検索

もっと
組合員のためになる
“ゆうゆう共済”を

全トヨタ労連の組合員がより安心で豊かに暮らせるために、「ゆうゆう」から「ゆうゆう共済」へ進化させ、30周年を機に組合員の声として多かった介護・認知症保障、持病持ちの人でも加入しやすい緩和生命・緩和医療等の制度新設を行い、保障の拡充を図りました。

今の自分に本当に必要な保障が 確保できること。 それが「ゆうゆう共済」の願いです。

少子高齢化や若者の未婚・晩婚化などが社会問題になっている現在の日本。人々のライフスタイルも多様化し、保障に対する考え方も変化しています。ふたご出産や高齢出産、働きながらの介護、生涯独身、再婚やシングルマザー・ファザー…。「この年代ならこの保障」というライフステージでの概念に加え、人それぞれのライフスタイルに合わせた保障設計が必要になってきました。「ゆうゆう共済」は、こうした新しい保障の考え方にも対応できる総合保障共済制度です。



ゆうゆう共済の ポイント

加入者約19万人のスケールメリット!
みんなで加入するから実現した
手ごろな掛金、手厚い保障

企業の枠を超えた「オールトヨタ」としての取り組みで発足した総合保障共済「ゆうゆう共済」。多くの組合員が加入することで実現した団体掛金、組合員の声が届いての制度の新設・見直しなど、「ゆうゆう共済」は、まさに全トヨタ労働組合連合会の組合員の助け合いの気持ちの結晶です。

組合員の数だけライフスタイルがある…
多彩なラインアップから
保障プランを自由にカスタマイズ

「就職したら、次は結婚。子どもが生まれたら家を買って…」
ライフスタイルの多様化が進む現代社会では、こうした従来の概念にとらわれない、新しい保障の考え方が必要です。保障をトータルに揃えた「ゆうゆう共済」で、ジャストフィットの保障を備えることができます。

**「生命保障」はもちろん「介護保障」など、
組合員目線がうれしいトータル保障**

生命、医療保障から介護、住宅保障まで「ゆうゆう共済」の保障ラインアップは多彩なカテゴリーをカバー。組合員だけでなく、ご家族もご加入いただけます。

**「ゆうゆう共済」は
介護のリスクをカバー**

今は元気で暮らしていても、1年後には親の介護が必要になっているかも。人生100年時代を迎えつつある昨今、要介護（要支援）の認定者は右肩上がりです。平成29年4月現在では633万人。平成12年から2.9倍に増加。そんな時代に対応して、ゆうゆう共済では組合員本人や両親などが加入できる「介護・認知症保障」を新設しました。

**入院4保障・介護認定・認知症など、
ゆうゆう共済ならではの保障制度**

ゆうゆう共済では各種保障に入院4保障（国内臓器移植保障・海外心臓移植保障・骨髄ドナー提供者保障・難病指定保障）などを無償で付帯し、組合員と組合員の家族を幅広くサポートしています。

**退職後のセカンドライフも大切
「ゆうゆう共済」なら
保障を継続できるから安心**

日本人の平均寿命は世界でもトップクラス。退職してからも、あなたの人生は続きます。「ゆうゆう共済」には退職後も移行加入できる共済制度があるから、退職後のセカンドライフも安心です。

支えられて
30周年

ゆうゆう共済の歴史

- 1980 組合員の生活と将来を守るライフサポートのために新保障制度を検討
- 1988 全トヨタ労連総合共済「ゆうゆう共済」制度発足を大会に提案
- 1989 全トヨタ労連総合共済「ゆうゆう共済」発足 6保障にてスタート(6保障)

火災共済	交通災害共済	生命共済
医療共済	休業共済	賠償共済

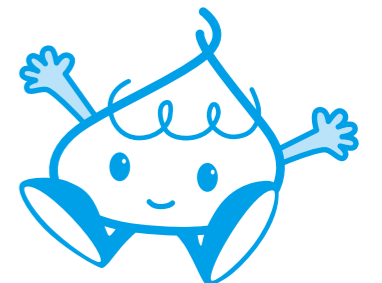
- 1993 共済金請求時の診断書料補助を開始
- 1998 イメージキャラクター「ゆうゆう君」が誕生
- 2001 保障の見直しセンターの利用開始
- 2010 新ゆうゆう発足 9保障と5特約ラインナップ【9保障+5特約のラインナップ】

生命・後遺障害保障	事故上乗せ特約
入院・手術保障	医療上乗せ特約 三大疾病特約
休業保障	
長期収入保障	
賠償保障	
交通災害保障	
終身生命保障	
終身医療保障	
火災保障	自然災害保障 借家人賠償責任特約

- 2011 自然災害保障 「大型タイプ」を新設
生命・後遺障害保障 掛金引上げ
- 2012 休業保障 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の導入
- 2013 生命・後遺障害保障 掛金引下げ
入院・手術保障 掛金引下げ
休業保障 掛金引上げ
- 2014 生命・後遺障害保障 掛金引上げ
入院・手術保障 掛金引下げ
休業保障 掛金引上げ
- 2015 生命・後遺障害保障 特定不妊治療保障の新設
生命・後遺障害保障 ふたご誕生保障の新設
生命・後遺障害保障 障がい児福祉保障の新設
生命・後遺障害保障 掛金引下げ
休業保障 掛金引上げ
長期収入保障 掛金引下げ
火災保障・自然災害保障 建物構造区分および掛金の改定
火災保障・自然災害保障 住宅・家財契約における加入基準の改定
火災保障 類焼損害保障特約・盗難保障特約の新設
自然災害保障 総支払総額の引上げ
自然災害保障 「大規模半壊(大規模半壊・大規模半壊)」区分の新設

- 2016 生命・後遺障害保障(退職者会) 掛金引下げ
休業保障 掛金引上げ
- 2017 入院・手術保障 掛金引下げ一部引上げ
入院・手術保障 三大疾病特約支払い条件の緩和
入院・手術保障 先進医療費用保障の保障限度引上げ
生命・後遺障害保障 300万円の新設
生命・後遺障害保障 共済金支払方法「年金払い方式」の導入
賠償保障 掛金引下げ
休業保障 掛金引上げ
長期収入保障 掛金引下げ
診断書補助の取扱いの変更(共済金請求時) 診断書一律6,000円の支払い(領収書不要)
- 2018 賠償保障 「示談交渉サービス」自動付帯開始
生命・後遺障害保障 掛金引上げ
入院・手術保障 60歳未満掛金引上げ 60歳以上引下げ
休業保障 掛金引上げ

- 2019 入院・手術保障 先進医療費用保障の保障額最高2,000万円へ拡大
入院・手術保障 先進医療費用保障「医療機関直接払い制度」の導入
入院・手術保障 掛金引上げ
休業保障 掛金引上げ
休業保障・長期収入保障 中途加入・中途増額の条件付き引受開始
賠償保障 中途加入の引受開始
終身生命保障 掛金の引上げ(低解約返戻金型の導入)
終身医療保障 手術共済金の支払い要件の変更(公的医療保険連動型)
終身医療保障 掛金の引下げ(一部掛金の引上げ)



2020年4月 制度新設・制度改定のご報告

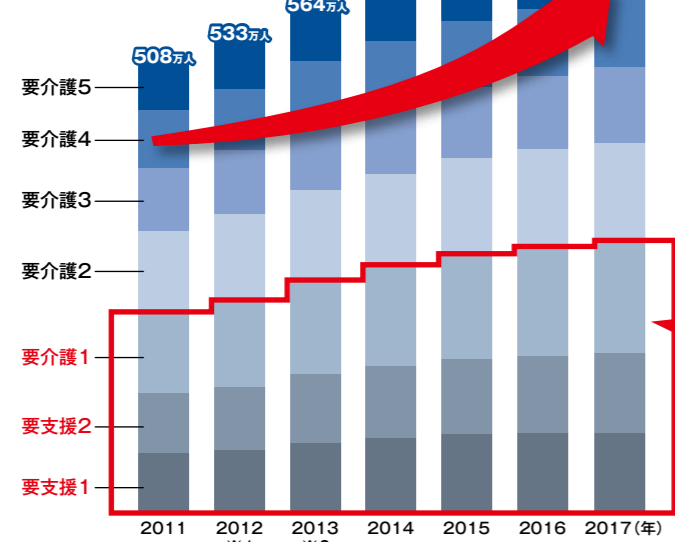
新設制度について ①

■皆さまからの要望が多かった「介護・認知症保障」を導入しました。詳しくはP.29~30

- 要介護2以上相当の状態になったとき、最高700万円の一時金を受け取れます。
- 要支援1以上相当の状態になったとき、10万円の一時金を受け取れます。

【要介護度別認定者数の推移】

厚生労働省 ホームページより
(出典:介護保険事業状況報告)



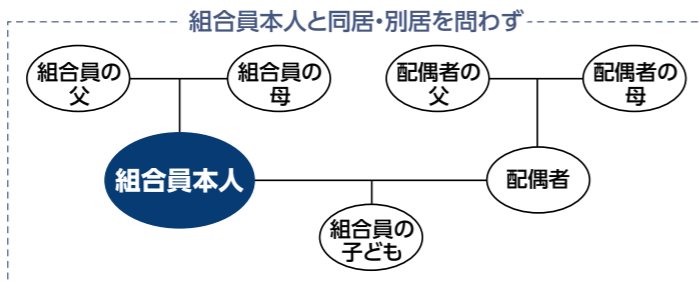
要介護(要支援)の認定者数は、2017(平成29)年4月現在**633万人**。
2000(平成12)年から比べると**約2.90倍**に増加、さらにそのうち**軽度の認定者数の割合が約3.59倍と大きくなっている**のが特徴です。

ゆうゆう共済では、**要支援1~2、要介護1の軽度の認定者の方も保障されます。**

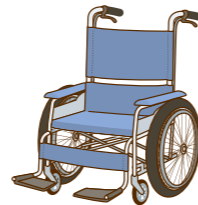
※1.陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。
※2.楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

●組合員本人、配偶者や組合員の子どもだけではなく、**組合員本人または配偶者の両親も、同居・別居を問わず満84歳まで新規・継続ともに加入できます。**

【加入できる範囲】



●組合員の兄弟姉妹・その他の親族
組合員本人と同居が条件



制度改定について

生命・後遺障害保障 詳しくはP.17~18

■掛金を見直しました。また、「傷害後遺障害保障」が特約扱いとなり、基本契約だけのKタイプを新設しました。

(月掛金の例)

保障額	加入(継続時)年齢※	タイプ	300万円		500万円	
			新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額
満60歳~満64歳		K	2,196円	—	3,660円	—
		A	2,326円	-210円	3,880円	-356円
		B	2,426円	-190円	4,020円	-346円
満65歳~満69歳		K	3,936円	—	6,561円	—
		A	4,066円	-390円	6,781円	-655円
		B	4,166円	-370円	6,921円	-645円

※保障開始日時点の満年齢でご確認をお願いします。

Kタイプ:基本契約のみ(特約なし)、Aタイプ:基本契約+傷害後遺障害保障特約、Bタイプ:基本契約+傷害後遺障害保障特約+事故死亡上乗せ特約

入院・手術保障 詳しくはP.23~24

■4つの保障が無償で自動付帯されました。

- 国内臓器移植保障
- 海外心臓移植保障
- 骨髄ドナー提供者保障
- 難病指定保障

すでに入院・手術保障に加入されている方も自動付帯されます。

■公的医療保険連動型になり、支払い対象の手術が拡大しました。
■保障の充実と加入者の年齢分布の上昇により、掛金が引き上げとなりました。

(月掛金の例)

加入時年齢	基本保障額	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	
		新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額
満60歳~満79歳	5,000円	2,600円	+750円	3,110円	+840円	4,450円	+930円	4,960円	+1,020円
	3,000円	1,560円	+450円	1,890円	+510円	2,670円	+560円	3,000円	+620円

Aタイプ:基本契約のみ(特約なし)、Bタイプ:基本契約+医療上乗せ特約、Cタイプ:基本契約+三大疾病特約、Dタイプ:基本契約+医療上乗せ特約+三大疾病特約

2019年8月から新しい制度となりました。
2019年8月以降に加入された方は右記のとおりとなります。

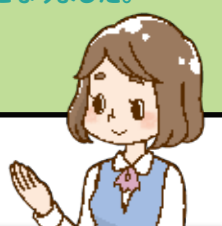
終身生命保障

■掛金払込期間中に解約した場合、支払った掛金よりも解約返戻金が少額となる「低解約返戻金型」を導入しました。(掛金の引き上げ幅を抑えるため)
■終身生命保障の掛金が旧制度*と比較し116%~130%となりました。

終身医療保障

■「手術共済金」の支払い要件を変更し「公的医療保険連動型」となりました。
※支払い要件を「診療報酬点数が算定された1,400点以上の手術を受けたとき」に変更することによって旧制度*([こくみん共済coop<全労済>所定の手術])より対象手術が拡充されました。なお、対象から外れる手術もあります。
■加入年齢を「満15歳~満75歳」から「満15歳~満80歳」に拡大しました。
■終身医療保障の掛金が旧制度*と比較し82%~103%となりました。

●終身生命・終身医療は加入時点の制度内容が保障期間中適用されます。
*旧制度…2019年7月までに加入した制度



新設制度について ②

■持病や既往症があっても加入しやすい2種類の保障を新設しました。

●「生命・後遺障害保障」や「入院・手術保障」の質問表に該当し、加入を諦めていた方も、緩和した加入条件に該当しなければ加入できます。

緩和生命保障 詳しくはP.19~20

死亡・重度障害保障
最高1,000万円まで加入可

(注)退職者会の方の新規加入はできません。

緩和医療保障 詳しくはP.25~26

病気やケガによる入院・手術
最高入院日額10,000円まで加入可

ご希望のお手続き方法へお進みください。

■このまま継続をされる方
(加入申込書記載の内容で継続される場合)

加入申込書のご提出は不要です。

■追加・変更・一部解約をされる方
■火災保障の制度改定に伴う「建物構造区分確認」がお済みでない方

P.5へ

■全解約をされる方
(加入されている方のすべての保障を解約する場合)

P.7へ

追加・変更・解約の記入例

- 【注意】
- 直近の契約を印字しています。住所、職業、連
 - 印字内容を訂正する際は、「3.申込区分」に記
 - 自筆で記入した内容を訂正する際は、「二重線」
 - ご家族の欄が不足する場合、および、火災保
 - 緩和型専用申込書を希望の方は、ゆうゆうセン
 - 契約期間が決められている保障で、年齢満了

絡先、保障追加・解約、ご家族追加などの変更点に注意し、ご記入ください。
 載の「機械印字訂正」に○をして、機械印字を「二重線」で訂正し、「変更内容の記入」をお願いします。(この場合、訂正印は不要です)
 で訂正し、「申込印と同じ印」で押印をお願いします。
 障を2物件以上加入する場合は、追加で新しい申込書をご提出ください。追加の申込書が必要な場合は、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。
 ターまでご連絡ください。
 にともない3月末で契約終了になる方の掛金は印字されません。終身生命保障の掛金払込満了の方の掛金は「0円」と印字されます。

ポイント①

必ず、申込書記入日(告知日)を記入してください。

ポイント②

必ず、「②加入内容を追加・変更・一部解約」に○を記入してください。

ポイント③ 組合員情報欄

- 追加・変更・一部解約などの変更がある場合、**組合員の署名・押印は必須**です。(ご家族に変更がある場合も、組合員の署名・押印は必須です)
- 職業・職種が変更になった場合、**職業告知欄の記入**が必要です。(申込書裏面の「コード表H 職業告知欄」を参考に記入してください)

- 現住所に変更がある場合は、新住所を「カタカナ」と「漢字」で記入してください。
- 住所変更の理由を選び○をしてください。

ポイント④

「通信欄」に注意事項を記載しています。必ず確認してください。
 ※(旧制度)医療共済に加入されている方は、この欄に表示されます。

火災保障申込欄

- 目的物件住所**
 現住所欄と異なる場合に記入してください。
- 基本保障・特約保障**
- 総合パンフレットP.15~16を参照し、口数・掛金等を記入してください。
 - 加入限度にご注意ください。
 - 住宅の保障は、住宅の所在地により加入基準口数が異なります。
- 掛金算出に「建物構造区分」の確認が必要です。**
- 総合パンフレット「建物構造区分確認ガイド」(P.10)のステップ1~3に沿って記入してください。

ポイント⑤

- 保障内容を変更する場合、機械印字を訂正し、加入者ごとの掛金合計と、加入者全員分の掛金合計を記入してください。(変更しない保障の掛金は、印字掛金を計算に含めます)
- 保障を変更しない加入者の、署名・押印は不要です。
 - 保障の追加・増額・保障タイプ変更の場合、署名・押印・質問表へ回答ください。(質問表は申込書裏面に記載)(例 ユウユウ ハナコ様)
 - 加入者単位で解約の場合は右欄「解約する」に○をして、機械印字を訂正し、「0円」と記入します。(例 ユウユウ タツオ様)

ポイント⑥

①~⑤の掛金合計を記入してください。

The image shows a detailed screenshot of an insurance application form. Key sections are highlighted with colored boxes and arrows pointing to explanatory text blocks:

- Section 1 (Application Date):** 2019年12月15日
- Section 2 (Effective Date):** 2020年4月1日
- Section 3 (Application Category):** 加入内容を追加・変更・一部解約 (Circled)
- Section 4 (Member Info):** ユウユウ ジョウ 悠悠 二郎 (Circled)
- Section 5 (Fire Insurance):** 1持ち家, 1居室専用, 800 (Circled)
- Section 6 (Family Members):**
 - 悠悠 ハナコ (Circled)
 - 悠悠 達夫 (Circled)
 - 悠悠 (Circled)
- Bottom Right (Total Premium):** 12970 (Circled)

全解約をされる方

記入例をご確認いただき、記入漏れのないようにお願いします。

ポイント①

必ず、申込書記入日(告知日)を記入してください。

ポイント②

「ゆうゆう共済」を全解約される場合、③「加入している保障をすべて解約」に「○」を記入してください。
【注】③「すべて解約」に「○」の加入内容をすべて※終身生命保障と終身医療

される場合、③「加入している保障をすべて解約」に記入いただいた場合は、(旧制度)医療共済を除き、現在ご契約「解約」として受付けさせていただきますので、ご注意ください。保障は、別に「解約届」が必要となります。

ポイント⑥

(旧制度)医療共済に加入のある方は、通信欄に加入内容を記載しています。
※別紙の(旧制度)医療共済継続切替確認書兼すえ置き割り戻し請求書の表紙に手続きを記載していますので参照してください。

ポイント③

必ず、組合員情報欄を記入してください。
●自筆での署名と申込印(告知印)は必須です。

終身生命保障

終身医療保障

を解約される場合

「ゆうゆう共済」加入・継続加入申込書兼告知書にて「解約」として受付した後、「ゆうゆうセンター」より解約の意思確認(解約届)のご連絡をさせていただきます。

解約届の提出がない場合は「解約」となりませんのでご注意ください。

ポイント④

必ず、加入申込欄を記入してください。
●組合員と各加入者が自筆での署名と申込印(告知印)は必須です。
【注】家族契約の解約については、加入者の同意が必要となります。

ポイント⑤

掛金合計は「0円」と記入してください。

The form is titled "2020年度版 全トヨタ方連合会保障共済「ゆうゆう共済」加入・継続加入 申込書兼告知書". It is divided into several sections:

- 1 申込書記入日(告知日):** 2019年12月15日
- 2 予定発効日(預力発生日):** 2020年4月1日
- 3 申込区分:** ①変更なし ②加入内容を追加・変更一部解約 ③加入している保障をすべて解約
- 4 組合員情報欄:**
 - 氏名: ユウユウ ジロウ 悠悠 二郎
 - 性別: 1 (男性)
 - 生年月日: 1951/05/01
 - 職業告知欄: 68
 - 申込印(告知印): 悠悠
- 5 目的物件情報:** 6借りている家, 40㎡, 3三人, 2無
- 6 加入申込欄:**
 - 生命・後遺障害保障: 500万円Aタイプ (解約する)
 - 終身生命保障: 500万円 (解約する)
 - 入院・手術保障: (解約する)
 - 終身医療保障: (解約する)
 - 交通災害保障: 500万円 (解約する)
 - 介護・認知症保障: (解約する)
- 7 家族情報欄:**
 - 配偶者: ユウユウ ハナコ 悠悠 花子 (1956/08/01, 63)
 - 家族①: ユウユウ タンオ 悠悠 達夫 (1976/06/21, 43)
 - 家族②: (ご加入いただけません)
- 8 掛金合計:** 0円

▶住まいのリスクはさまざま。幅広い保障が住宅と家財を守ります。

1 保障プランについて

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

○：保障されます △：保障額が少なくなります ×：保障されません

	火災保障	火災保障 + 自然災害保障	火災保障 + 自然災害保障 風水害保障なしタイプ (マンション構造専用プラン)
火災などのとき 火災 破裂・爆発 消火作業による冠水・破壊 落雷 突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上) 他人の車両の飛び込み 他人の住居からの水もれ 建物外部からの物体の落下・飛来	○	○	○
風水害などのとき 突風・旋風(竜巻を含む) 暴風雨 降雪 豪雨・長雨 台風 洪水 雪崩 降ひょう 高波・高潮 上記による地すべり、もしくは土砂崩れ	△	○	×
地震などのとき 地震による火災・損壊 噴火による火災・損壊 津波による損壊	×	○	○

※「風水害保障なしタイプ」とは風水害リスクの低いマンション等(建物構造区分が「マンション構造」)のために風水害保障を不担保にした掛金がお手頃な保障です。

2 火災保障に付帯できる特約(それぞれの特約に追加掛金が必要です。)

類焼損害保障特約

自宅が火元となり周囲の住宅や家財を類焼させたとしても、失火責任法により、故意・重過失の場合を除いては、法律上の損害賠償責任は発生しません。しかし、その一方で近隣の方との関係が不安定になるなどの事態も想定されます。「類焼損害保障特約」を付帯することで、近隣の住宅や家財の損害を保障します。(P.12「付帯できる特約」参照)

類焼損害保障特約の保障イメージ

契約者の住宅や家財…「火災保障」で保障
近隣の住宅や家財…「類焼損害保障特約」で保障

隣家 火災保険(共済)あり(金額補償(保障))

隣家 火災保険(共済)あり(一部補償(保障))

契約者宅 火災保険(共済)なし

隣家 火災保険(共済)なし

「類焼損害保障特約」からの支払いはありません

損害額から火災保険(共済)の補償(保障)額を差し引いた額が「類焼損害保障特約」から支払われます

「類焼損害保障特約」から支払われます

盗難保障特約

盗難による家財の損害を保障する特約で、月額100円で付帯できます。※火災保障のみ加入の方向けの特約です。自然災害保障には盗難保障特約が含まれています。(P.12「付帯できる特約」参照)

借家人賠償責任特約

居住する借用住宅が火災・水漏れ・破裂などにより破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害を保障します。(P.11「付帯できる特約」参照)

3 加入できる住宅・家財と共済目的区分について

住宅

- 次のいずれかに該当する住宅が加入いただけます。
- 共済契約関係者が所有し、居住している日本国内の住宅。
 - 共済契約関係者が所有し、他人に貸している日本国内の住宅。
- ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。

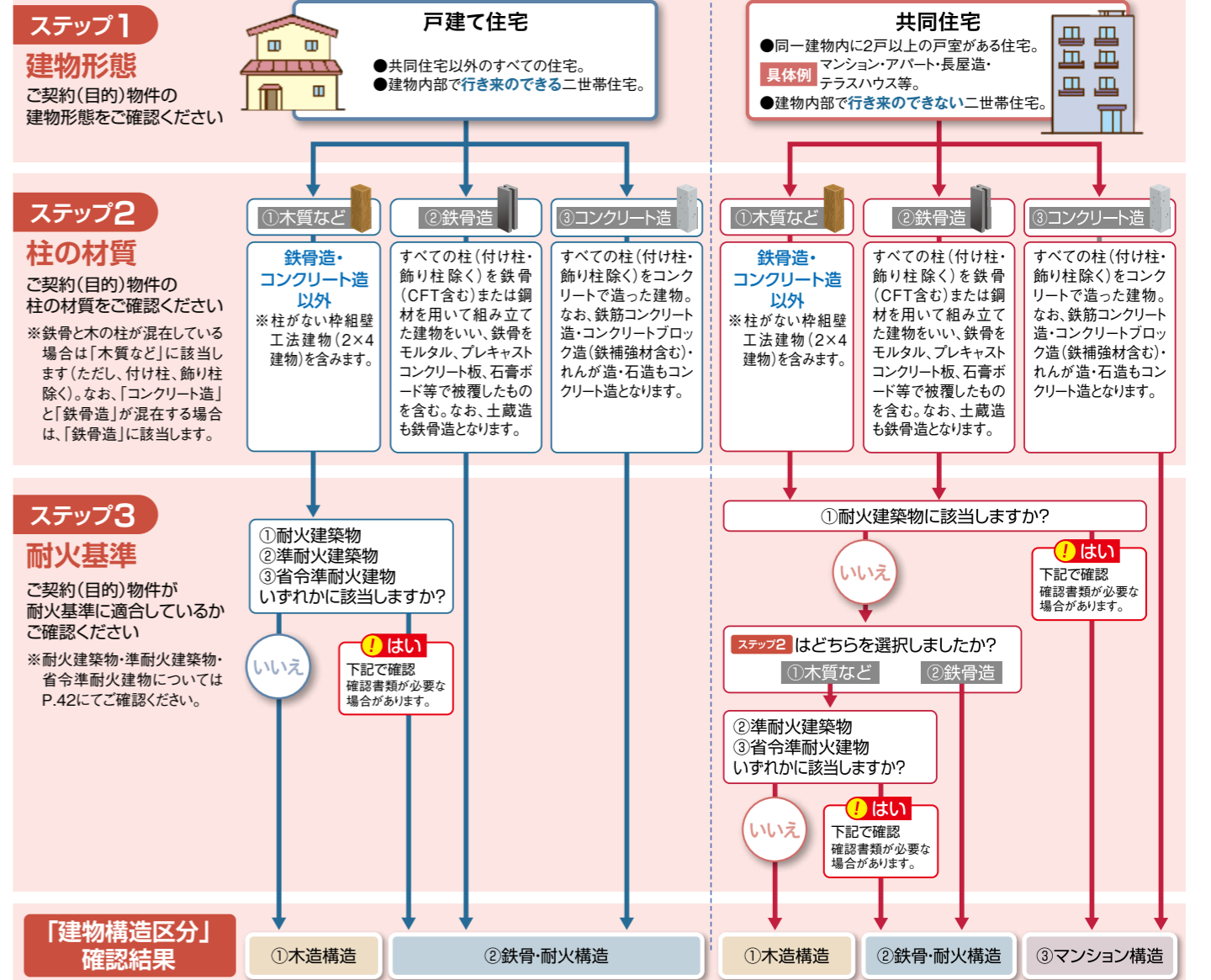
家財

- 次に該当する家財が加入いただけます。
- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
 - 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財。

店舗併用住宅の取り扱いや契約の対象とならない家財など、詳細はP.41「重要事項説明書」をご確認ください。

4 建物構造区分確認ガイド

火災保障・自然災害保障への加入にあたっては、ご契約(目的)物件の住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のステップに沿って、ご契約(目的)物件の建物構造区分を確認してください。



ステップ3が「はい」の場合、次の耐火基準の確認方法をご確認ください。加入申込書とあわせて提出書類が必要になる場合があります。

確認方法	提出書類	備考
1960年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である 該当しない場合	提出書類 提出不要	耐火基準は「耐火建築物」を適用します。建物構造区分は「③マンション構造」を適用します。
こくみん共済 coop(全労済) (引受団体)のホームページで耐火基準コードを確認 確認できた場合	提出書類 提出不要	申込書の「確認方法」欄の「4」に○をすするとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字(左記ホームページ参照)を記入してください。
確認できない場合	提出書類 ①建築確認申請書の写し ②仕様書や設計書等の写し ③保険証券の写し など	建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認以下のいずれかの書類に、耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す記載があれば確認できます。 ●建築確認申請書、設計仕様書、設計図書 ●ハウスメーカー・販売者・不動産賃貸業者等の作成資料 ●他の損害保険会社の火災保険契約の保険証券に記載されている構造級別(M構造・T構造)を火災共済の構造区分に読み替えて適用 ※M構造=マンション構造 T構造=鉄骨・耐火構造
ご自宅に関係書類がない場合	提出書類 耐火基準申請書	申込時に下記の確認書類が必要です。 ※耐火基準申請書が必要な場合は、お手数ですがゆうゆうセンター(0120-93-2681)までお問い合わせください。

トヨタホームの戸建ては大部分が「ステップ1」「①戸建て住宅」、ステップ2「②鉄骨造」、ステップ3「記入不要」。「建物構造区分」確認結果「②鉄骨・耐火構造」です。(過去の商品、販売店のオリジナル商品など、この限りでない場合もありますので仕様をお確かめのうえ、ご記入ください。)

火災保障

ポイント

- 万一のとき再建を第一に考えた「再取得価額保障」。
- 住宅の70%以上の焼損で全焼扱い。
- 火災保障では、3つの特約をニーズに合わせて選択(付帯)できます。

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 2020年4月1日～2021年3月31日

「風水害等給付金付火災共済」
 こくみん共済 coop<全労済>…「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」
 「借家人賠償責任特約」

火災等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障

火災などのとき



- 消火作業による冠水・破壊
- 建物外部からの物体の落下・飛来
- 突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)

【火災等保障】 保障期間中に左記事由により共済の目的に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用保障
全焼損 (住宅の70%以上の焼損)	10万円	加入額の全額	お支払いする 火災等共済金の 15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼損)	—	住宅・家財のそれぞれの加入額を限度とした 再取得価額	

地震等災害見舞金

火災保障に30口以上加入されている方が地震等による損害を被り、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)

この見舞金は、火災保障・自然災害保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、**お支払いをお約束するものではありません。**
 ※貸家契約、空家契約は対象となりません。



風水害などのとき



- 雪崩 ■高波・高潮
- 洪水 ■降ひょう
- 前記による地すべり、または土砂崩れ

【風水害等保障】* 保障期間中に左記事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	被害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	臨時費用保障
全壊・流失	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	300万円	お支払いする 風水害等共済金の 15%
	半壊 20%~70%未満	15,000円	150万円	
一部壊	100万円を超える	4,000円	40万円	
	住宅の損害額 50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円	
	20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円	
床上浸水	10万円を超え20万円以下	500円	5万円	
	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
		100~150cm未満	10,000円	100万円
		70~100cm未満	7,000円	70万円
		40~70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
50%未満	100cm以上	3,000円	30万円	
	100cm未満	1,000円	10万円	

マンション構造専用プラン風水害保障なしタイプの保障について
 風水害等にかかわる右記の保障は対象外となります。

- 風水害等保障 ●臨時費用保障(風水害等による損害) ●修理費用保障(風水害等による損害)
- 住宅災害死亡保障(風水害等を原因とする死亡) ●付属建物等風水害保障

支払要件

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、共済期間中に風水害等により損害が生じ、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当した場合。
 (1)住宅の損害の額が10万円を超える場合。ただし、浸水による損害および住宅外部の損壊をともなわない吹き込み、湿り込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます。
 (2)住宅が床上浸水をこうむった場合。
 ●損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

重要

- (1)住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金の「支払限度額」は左表の半額となります。
- (2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りあって支払われます。
- (3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- (4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより認定します。
- (5)住宅外部に損壊のない雨水の吹き込み、湿り込み、漏入は風水害等の損害には含まれません。
- (6)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
- (7)住宅の欠陥および老朽化にともなう雨り、台風などで吹き込んだ雨りも風水害等の損害には含まれません。

付随する保障など(追加掛金は不要です。)

■持ち出し家財保障

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の加入額の20%

※持ち出し家財…共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財。

■失火見舞費用保障

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、加入額の20% (1世帯40万円を限度)

■修理費用保障*

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもつづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、加入額の20%

■漏水見舞費用保障

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、加入額の20% (1世帯15万円を限度)

■風呂の空き見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空きだきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

風水害保障なしタイプ(マンション構造専用プラン)については「★」がついている保障は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

■住宅災害死亡保障*

対象となる事故	支払限度額
火災等保障または風水害等保障が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

■バルコニー等修繕費用保障

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	1事故30万円 または、住宅の加入額(一世帯あたり)

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと。
 (例)バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
 ※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■水道管凍結修理費用保障

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキンのみの損壊除く)。	10万円 (一世帯あたり)

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等保障としてお支払いします。

■付属建物等風水害保障*

対象となる事故	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (一世帯あたり)

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

火災保障では、3つの特約をニーズに合わせて選択(付帯)できます。

付帯できる特約

借家人賠償責任特約

賃貸住宅にお住まいの方におすすめです。

損害賠償保障

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした 損害賠償金の額 (最高4,000万円)

- 火災保障の家財契約に20口以上加入している場合に付帯できます。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合は加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされている場合に加入できます。
- [加入額の目安]はP.15をご参照ください。

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
 ※借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

賠償費用保障

損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、加入額を限度にお支払いします。

具体的な費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、こくみん共済 coop<全労済>が必要または有益であったと認める費用など
 - ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ③示談交渉に要した費用
- ※②、③については、書面によりこくみん共済 coop<全労済>の同意が必要です。
 ※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

類焼損害保障特約

自宅が火元の火災で隣家の住宅や家財への損害を保障します。

住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害を保障します。

保障額
最高 1億円 (保障期間中の支払金額の合計)

●火災保障に30口以上(住宅・家財の合計)加入している場合に付帯できます。



盗難保障特約

火災保障のみの加入でも盗難による家財を保障します。

盗難により共済の目的である「家財」に被害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に保障します。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷(家財のみ保障)	最高 300万円
通貨(1万円以上)	最高 20万円
預貯金証書	最高 200万円
持ち出し家財	最高 60万円

- 自然災害保障に加入している場合は付帯できません。自然災害保障には盗難保障が含まれています(P.14参照)。
- 火災保障の家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。
- ※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害は対象となります(建物部分については保障対象とはなりません)。
- ※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 ・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 ・預貯金が口座から引き出されていたこと。
- ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

自然災害保障

ポイント ●自然災害保障には、保障が手厚い「大型タイプ」と、掛金がお手頃な「標準タイプ」があります。
●盗難による建物や家財の被害も保障。

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 **2020年4月1日～2021年3月31日**

こくみん共済 coop <全労済>…「自然災害共済」

▶風水害、地震等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障



自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、**大型タイプ** **標準タイプ** のいずれかをお選びください。
なお、ご契約にあたっては住宅1棟につき1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

風水害などのとき

- 台風
- 突風、旋風 (竜巻含む)
- 降雪
- 豪雨 長雨
- 暴風雨
- 雪崩
- 高波・高潮
- 洪水
- 降ひょう
- 前記による地すべり、または土砂崩れ

【風水害等保障】★ 申込日の翌日から8日目以後の保障期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊	住宅の損壊率 50%~70%未満	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
	30%~50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
	20%~30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊	住宅の損壊額 100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
	50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
	20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
床上浸水	居室の床面からの高さ	10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
		150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100~150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70~100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40~70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
50%未満	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円	
	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

支払要件

共済期間中に風水害等により損害が生じ、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当した場合、ただし、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金を支払いません。(更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合の増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約についても同様とします。)

- 共済の目的である住宅の損害額が10万円を超える場合。ただし、浸水による損害および住宅外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます。
- 共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合。ただし、浸水による損害および共済の目的である家財を収容する住宅外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます。
- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が床上浸水をこうむった場合。
●損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

重要

「火災保障 風水害などのとき」(P.12)の重要の(3)~(7)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。
●風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

★マンション構造専用プラン風水害保障なしタイプの保障について
風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。

- 風水害等保障 ●臨時費用保障(風水害等による損害) ●修繕費用保障(風水害等による損害) ●住宅災害死亡保障(風水害等を原因とする死亡) ●付属建物等風水害保障 ●付属建物等特別保障(風水害等による損害) ●傷害費用保障(風水害等による死亡または身体障がい)

支払要件

共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没、または流失により、以下の(1)または(2)に該当した場合。
(1)地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合。
(2)(1)の規定にかかわらず、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円を超えないが、共済の目的である家財の損害の額が100万円を超える場合には、一部壊・一部焼の損害とみなし、共済の目的である家財につき、地震等共済金を支払います。(この場合は地震等特別保障の対象にはなりません。)
●損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

重要

- 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。
- 異なる複数の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行います。
- (2)において、これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払います。

支払要件

共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害の額が、20万円を超え100万円以下の場合。
●地震等特別共済金を支払うのは、地震等共済金が支払われない場合であって、かつ、住宅および家財の加入口数合計が20口(200万円)以上である場合に限りです。

重要

地震等保障の重要の(1)(2)が適用となります。さらに加えて次の事項が適用されます。
●これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、地震等特別共済金を支払いません。

【地震等保障】 保障期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	住宅の損壊率 50%~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
	20%~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損壊額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

【地震等特別保障】 (加入口数が20口以上の場合のみ対象)
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が住宅・家財合計20口(200万円)以上の場合に限りです。

被害の程度	大型タイプ	標準タイプ
	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の地震につき 一世帯あたり 45,000円	1回の地震につき 一世帯あたり 30,000円

地震などのとき

- 地震による損壊
- 地震による火災
- 噴火による損壊
- 噴火による火災
- 津波による損壊

付随する保障など(追加掛金は不要です。)

■盗難保障(盗難共済金) (大型タイプ・標準タイプ 共通)

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害届出をしたとき。なお、下表の被害内容によって支払限度額は異なります。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	加入額
通貨(1万円以上)	20万円、または、家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円、または、家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円、または、家財の加入額20%のいずれか低い額

- 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。
- 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、次の(1)(2)の事実があったときに限ります。
(1)盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。(2)預貯金が口座から引き出されていたこと。
- 持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

■傷害費用保障(傷害費用共済金)★

対象となる事故	1口あたりの共済金	支払限度額
火災等保障、風水害等保障、地震等保障または盗難保障が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	最高 10,000円	1事故1名につき 600万円

●「身体障害等級別支払割合表」(P.69~70)に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■付属建物等特別保障(付属建物等特別共済金)★

(大型タイプ)の住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象となります。

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき
※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超えるとき	1世帯あたり 30,000円
地震等による損害額が20万円を超えるとき	

自然災害はいつ起きるか予測が難しいからこそしっかりと備えたいところです

ポイント もし被害にあわれた場合は、被害状況がわかるもの(写真等)をとっていただき、すみやかにゆうゆうセンターへ連絡を入れてください。その後の手続きがスムーズに進みます。

風水害保障なしタイプ(マンション構造専用プラン)については「★」がついている保障は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

「住宅」「家財」の必要保障額と掛金の計算

I 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、生活を再建するためにかかる費用の目安となるものです。

住宅の必要保障額

〈持ち家〉



1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、共済の目的である建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含まれません。

あ 坪数 = $m^2 \div 3.3$
 ※坪数小数点以下切り上げ
 ※1坪の目安は畳2枚(地域により異なります)

2 1坪あたりの加入基準を確認します。

ご契約(目的)物件所在地の1坪あたりの加入基準(下表)を参照し①に記入してください。

い 住宅の加入基準は住宅の所在地と住宅構造で異なります。

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

3 住宅の必要保障額を計算します。

住宅の延床面積(あ) × 住宅の加入基準(い) = 住宅の必要保障額(ア)

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ア 万円 - 他保険 万円 = イ 万円

家財の必要保障額

〈持ち家・賃貸住宅〉



1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、共済の目的である家財を収容する建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含まれません。

あ 坪数 = $m^2 \div 3.3$
 ※坪数小数点以下切り上げ
 ※1坪の目安は畳2枚(地域により異なります)

2 世帯主の年齢・同居家族数を確認します。

世帯主年齢(う) 歳 同居家族数(え) 人

3 家財の加入基準(必要保障額)を確認します。

家財の加入基準(必要保障額)をあ②③を基に下表を参照し、④に記入してください。

〈家財の加入基準〉

あ 住宅延床面積	う 世帯主年齢	え 同居家族数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	4030歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

家財の必要保障額

ウ 万円 家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯主の年齢・同居家族数で異なります。

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ウ 万円 - 他保険 万円 = エ 万円

借家人賠償責任特約の保障額(賃貸住宅)

あを基に右表を参照し、希望する保障額を決めます。

※右表以外にも借用户室の延床面積を問わず500万円~4,000万円の範囲で加入できます。

借家人賠償責任特約(加入額算出の目安)

あ 借用户室の延床面積	保障額の目安
30m ² 未満	500万円
30~50m ² 未満	1,000万円
50~70m ² 未満	1,500万円
70m ² 以上	2,000万円

保障額の目安を参考に希望する保障額を記入してください。
希望する保障額(オ) 万円

II 掛金の計算

掛金は加入口数により算出します。

1 持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸住宅の方は家財の加入口数を計算します。

住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。

住宅の加入口数(ア)または(イ) ÷ 10万円 + 家財の加入口数(ウ)または(エ) ÷ 10万円 = 合計加入口数(オ)

※必要保障額のうち加入できるのは4,000万円(400口)が限度です。

※必要保障額のうち加入できるのは2,000万円(200口)が限度です。

2 火災保障・自然災害保障の掛金を計算します。

建物構造区分ごとに掛金が異なります。ご契約(目的)物件の建物構造区分をP.10でご確認ください。

火災保障の掛金額

合計加入口数(オ) × 1口あたりの月掛金 = 火災保障掛金(A)

建物構造	1口あたりの月掛金
木造構造	6円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	3円(2.5円)

自然災害保障の掛金額

大型タイプ 標準タイプ のいずれかをお選びください。なお、自然災害保障のみの加入はできません。必ず火災保障の加入(火災保障と自然災害保障は同口数)が必要です。

合計加入口数(オ) × 1口あたりの月掛金 = 自然災害保障掛金(B)

建物構造	1口あたりの月掛金
木造構造	14円
鉄骨・耐火構造	9円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	8円(7円)

建物構造	1口あたりの月掛金
木造構造	9.5円
鉄骨・耐火構造	6円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	5.5円(5円)

3 特約に加入する方はそれぞれ掛金を計算します。

借家人賠償責任特約の掛金額

賃貸住宅の方で、家財契約に20口以上ご加入の方が加入できます。

借家人賠償責任特約の加入口数(カ) × 1口あたりの月掛金 = 借家人賠償責任特約掛金(C)

建物構造	1口あたりの月掛金
木造構造	4円
鉄骨・耐火構造	2円
マンション構造	1.5円

類焼損害保障特約の掛金額

火災保障に30口以上ご加入の方が加入できます。

月掛金 類焼損害保障特約 200円 = 類焼損害保障特約掛金(D)

盗難保障特約の掛金額

火災保障のみご加入の方で、家財契約に30口以上ご加入の方が加入できます。

月掛金 盗難保障特約 100円 = 盗難保障特約掛金(E)

4 合計掛金を計算します。

あなたの合計掛金額(月掛金)

(A + B + C + D + E)

円

生命・後遺障害保障

- ポイント**
- 55歳以降の掛金の見直しを図りました。
 - 「**傷害後遺障害保障**」が**特約**となり**選択可能**になりました!

保障期間 2020年4月1日～2021年3月31日
共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

引受団体 こくみん共済 coop<全労済>…「団体定期生命共済」
日本生命…「団体定期保険」 共栄火災など…「標準傷害保険」
全トヨタ労連…「自家生命共済」

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

▶死亡・後遺障がいを支える保障

1 保障内容と保障額

⚠生命・後遺障害保障は、在職中から継続して加入されている方[組合員(本人)、配偶者]のみ継続加入できる制度となります(新規・増額加入はできません)。

基本契約	死亡や重度障がいになったとき 死亡・重度障害保障	保障期間中に死亡もしくは病気やケガにより所定の重度障がいとなったときに、お支払いします。
	病気により障がいが残ったとき 疾病後遺障害保障	保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障がいとなり、身体障害者福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。
+ 特約の付帯でさらに安心!		
特約	不慮の事故により障がいが残ったとき 傷害後遺障害保障特約	保障期間中に不慮の事故※1によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障がいとなったときに、お支払いします。
	不慮の事故により死亡したとき 事故死亡上乗せ特約	保障期間中に不慮の事故※1によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、お支払いします。

	基本契約	+	特約	+	特約
	保障名		傷害後遺障害保障特約 ※3		事故死亡上乗せ特約 ※4
	保障額		最大 1,000万円		1,000万円
組合員・配偶者	死亡・重度障害保障	1,000万円	最大 500万円		500万円
	疾病後遺障害保障 ※2	500万円	最大 300万円		300万円
		300万円			

保障額を変更しなくても年齢によっては掛金上がるんだ!
1年契約だから毎年確認しておかないとね



- 保障額を変更しなくても年齢や制度見直しにより掛金に変更になります。
- 傷害後遺障害保障特約が選択可能となり、継続加入しやすい掛金体系へ変更しました。

⚠ ●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者に所属している場合、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
●緩和生命保障と重複加入できません。

【重要】※1…「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。 ※2…「疾病後遺障害保障」の保障額は地方自治体発行の身体障害者手帳に記載されている等級に応じてお支払いします。(詳細は重要事項説明書P.51参照) ※3…「傷害後遺障害保障」は「死亡・重度障害保障」と同額を保障の限度として、後遺障がいの等級に応じてお支払いします。

2 継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	保障額の範囲
組合員(本人)	満69歳以下	300万円、500万円、1,000万円
	満70歳～満79歳	300万円、500万円
配偶者(内縁関係は除く)	満59歳以下	300万円、500万円、1,000万円
	満60歳～満79歳	300万円、500万円

加入タイプ 「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。加入タイプの変更は、告知に該当する場合でも可能です。

- Kタイプ** 基本契約のみ(特約なし) **Newタイプ**
- Aタイプ** 基本契約 + 傷害後遺障害保障特約
- Bタイプ** 基本契約 + 傷害後遺障害保障特約 + 事故死亡上乗せ特約

ご加入について

新規・増額加入をすることはできません。

(既加入額の継続・減額・解約のみとなります。)

配偶者の継続には**組合員(本人)の継続加入が必要**となります。
配偶者は**組合員(本人)の継続加入額を超えて継続加入することはできません。**

配偶者の継続には「組合員本人の加入が必要」でさらに「組合員本人と同額」か「組合員本人の方が保障額が高くないといけない」んだね

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	タイプ	保障額(基本契約額)		
		300万円	500万円	1,000万円
満40歳～満44歳	K	1,113円	1,856円	3,612円
	A	1,243円	2,076円	4,052円
満45歳～満49歳	B	1,343円	2,216円	4,352円
	K	1,113円	1,856円	3,612円
満50歳～満54歳	A	1,243円	2,076円	4,052円
	B	1,343円	2,216円	4,352円
満55歳～満59歳	K	1,251円	2,086円	4,072円
	A	1,381円	2,306円	4,512円
満60歳～満64歳	B	1,481円	2,446円	4,812円
	K	1,368円	2,281円	4,462円
満65歳～満69歳	A	1,498円	2,501円	4,902円
	B	1,598円	2,641円	5,202円
満70歳～満74歳	K	2,196円	3,660円	7,220円 ※5
	A	2,326円	3,880円	7,660円 ※5
満75歳～満79歳	B	2,426円	4,020円	7,960円 ※5
	K	3,936円	6,561円	13,022円 ※5
満80歳～満84歳	A	4,066円	6,781円	13,462円 ※5
	B	4,166円	6,921円	13,762円 ※5
満85歳～満89歳	K	5,740円	9,568円	契約をお引受けできません
	A	5,870円	9,788円	
満90歳～満94歳	B	5,970円	9,928円	契約をお引受けできません
	K	5,740円	9,568円	
満95歳～満99歳	A	5,870円	9,788円	契約をお引受けできません
	B	5,970円	9,928円	

●満40歳未満の月掛金については、ゆうゆうセンターまでお問合せください。
●生命・後遺障害保障はこくみん共済 coop<全労済>、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(こくみん共済 coop<全労済>P.45、生命保険会社P.47、

損害保険会社P.50、全トヨタ労連P.51)でご確認ください。 ●配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合に加入できます。 ●組合員(本人)の契約が終了した場合「死亡または重度障がいによる請求をされた場合や解約(脱退)の場合」は、配偶者の契約も解約(脱退)となります。

火災・自然災害
生命・後遺障害
緩和生命
終身医療
入院・手術
緩和医療
終身医療
介護認知症
交通災害

▶持病がある方に心強い万一の保障

火災・自然災害
生命・後遺障害
緩和生命
終身医療
入院・手術
緩和医療
終身医療
介護・認知症
交通災害

1 保障内容

保障内容は「死亡・重度障害保障」

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障

保障期間中に死亡もしくは病気やケガにより所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。

2 継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入できる年齢 (保障開始日時点)	加入(増額)時年齢における保障額の範囲	
	加入(増額)時年齢	保障額の範囲
組合員(本人) 満15歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満15歳～満64歳	1,000万円 500万円 300万円
	満60歳～満64歳	300万円または500万円
配偶者 満16歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満16歳～満59歳	1,000万円 500万円 300万円
	満60歳～満64歳	300万円または500万円



●在職中から継続して加入されている方(組合員(本人)、配偶者)のみ継続加入できる制度となります(新規・増額加入ができません)。
●配偶者の保障額は組合員本人が加入する保障額を超えて加入することはできません。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

保障額(基本契約額)	300万円	500万円	1,000万円
加入(継続)時年齢			
満40歳～満44歳	1,283円	2,138円	4,276円
満45歳～満49歳	1,283円	2,138円	4,276円
満50歳～満54歳	1,469円	2,449円	4,897円
満55歳～満59歳	1,628円	2,712円	5,424円
満60歳～満64歳	2,746円	4,576円	9,151円*
満65歳～満69歳	5,063円	8,438円	16,876円*
満70歳～満74歳	7,455円	12,426円	加入できません
満75歳～満79歳	7,455円	12,426円	加入できません

組合員・配偶者

※配偶者は加入できません。

保障額を変更しなくても年齢によっては掛金が増えるんだ！
1年契約だから毎年確認しておかないとね



●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
●生命・後遺障害保障と重複して加入できません。



いざというときのお金はたくさん受け取りたいけれど、保障ばかりにお金を使えない…
あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない保障を考えよう!

保障選びのポイントは
ムリやムダをなくすこと。

- ① **どんな保障が**
 - ② **どれだけ必要か?**
- を確認することが必要です。

子どもが独立したら

万一のことがあった場合、子どもが就職や結婚で独立したら、残された家族への必要保障額も減少します。保障づくりのポイントは、**死亡保障よりも医療保障(入院・手術など)・介護保障や貯蓄**などを中心にライフプランを考えましょう。見直しによっては保障額を減額して掛金負担を抑えましょう。

必要な死亡保障額の目安

葬儀代や、配偶者の当面の生活費など
300万円～1,000万円程度

【重要】●緩和生命保障はこくみん共済 coop<全労済>、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(こくみん共済 coop<全労済>P.52、全トヨタ労連P.52)でご確認ください。●退職者会移行後は新規・増額加入できません。●組合員(本人)の契約が終了した場合(死亡または重度障がいによる請求をされた場合や解約(脱退)の場合)は、配偶者の契約も解約(脱退)となります。

終身生命保障

point ●加入時の掛金が払込満了まで変わりません。
●月掛金の払込満了後は、掛金負担がなく保障が一生続きます。

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

保障期間 **2020年4月1日～終身保障**
(災害死亡特約は満80歳まで保障)

こくみん共済 coop<全労済>…「終身生命共済」

▶一生にわたる死亡保障

1 保障内容

保障は
一生

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障
保障期間中に病気やケガにより、死亡または所定の重度障がい※1となったときに、お支払いします。

余命6ヵ月以内と診断されたとき「死亡共済金」に代えて「リビングニーズ共済金」としてご請求できます。

特約の付帯でさらに安心!

災害死亡特約
(自動付帯)

不慮の事故等により死亡や
重度障がいになったとき

災害死亡特約
保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡したときまたは所定の重度障がいとなったときに、お支払いします。

死亡・重度障害保障に加えてお支払いします。

災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点(満59歳)で満80歳までの掛金を一括前納していただきます。
【例】掛金払込満了が満59歳の場合、保障額300万円が34,500円、保障額500万円が57,500円お支払いいただきます。
(注)こくみん共済 coop<全労済>所定の利率で割引されており、利率は変動する場合があります。

保障は満80歳まで



2019年7月までに加入された方で保障額を増減額される場合、低解約返戻率が適用されますので、慎重な対応が必要です。ゆうゆうセンターまでご相談ください。

保障額	保障名	
	死亡・重度障害保障	災害死亡特約(自動付帯)
300万円	300万円	300万円
500万円	500万円	500万円

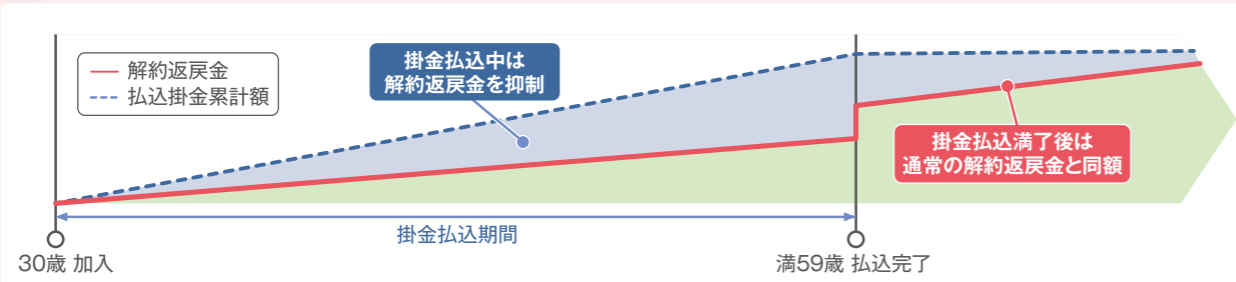
2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	継続契約	保障額の範囲
組合員(本人) 配偶者	満15歳～満54歳	終身	300万円または500万円 (最高2,000万円)
その他 家族※3	満0歳～満54歳	終身	300万円または500万円 (最高2,000万円)

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

終身生命保障はできる限り安い掛金で保障を実現するために掛金払込期間中の解約返戻金を低く設定した「低解約返戻型」です。



※現在加入している保障額を変更または解約する場合は、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。
※解約返戻金の額は、掛金払込期間、加入経過年数などによって異なります。
※2019年7月1日以前に加入されていた方は、上記イメージ図とは異なります。

3 月掛金

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

保障額 300万円(災害死亡特約付)

効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	
	男性	女性		
0歳	5,520円	5,430円	40年	
1歳	5,550円	5,430円		
2歳	5,550円	5,460円		
3歳	5,580円	5,490円		
4歳	5,610円	5,490円		
5歳	5,610円	5,490円		
6歳	5,640円	5,490円		
7歳	5,640円	5,520円		
8歳	5,670円	5,520円		
9歳	5,700円	5,550円		
10歳	5,700円	5,580円		
11歳	5,730円	5,580円		
12歳	5,760円	5,610円		
13歳	5,760円	5,610円		
14歳	5,790円	5,640円		
15歳	5,820円	5,670円		
16歳	5,850円	5,670円		
17歳	5,850円	5,700円		
18歳	5,880円	5,730円		
19歳	5,910円	5,730円		
20歳	6,060円	5,880円		39年
21歳	6,240円	6,060円		38年
22歳	6,420円	6,240円		37年
23歳	6,570円	6,420円		36年
24歳	6,780円	6,570円		35年
25歳	6,990円	6,780円		34年
26歳	7,200円	6,990円		33年
27歳	7,440円	7,230円		32年
28歳	7,650円	7,440円		31年
29歳	7,920円	7,680円		30年
30歳	8,220円	7,980円		29年

(団体割引適用掛金)

保障額 500万円(災害死亡特約付)

効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	
	男性	女性		
0歳	9,200円	9,050円	40年	
1歳	9,250円	9,050円		
2歳	9,250円	9,100円		
3歳	9,300円	9,150円		
4歳	9,350円	9,150円		
5歳	9,350円	9,150円		
6歳	9,400円	9,150円		
7歳	9,400円	9,200円		
8歳	9,450円	9,200円		
9歳	9,500円	9,250円		
10歳	9,500円	9,300円		
11歳	9,550円	9,300円		
12歳	9,600円	9,350円		
13歳	9,600円	9,350円		
14歳	9,650円	9,400円		
15歳	9,700円	9,450円		
16歳	9,750円	9,450円		
17歳	9,750円	9,500円		
18歳	9,800円	9,550円		
19歳	9,850円	9,550円		
20歳	10,100円	9,800円		39年
21歳	10,400円	10,100円		38年
22歳	10,700円	10,400円		37年
23歳	10,950円	10,700円		36年
24歳	11,300円	10,950円		35年
25歳	11,650円	11,300円		34年
26歳	12,000円	11,650円		33年
27歳	12,400円	12,050円		32年
28歳	12,750円	12,400円		31年
29歳	13,200円	12,800円		30年
30歳	13,700円	13,300円		29年

(団体割引適用掛金)

【重要】※1…重度障がいとは、重要事項説明書(P.69)で定める「身体障害等級別支払割合表」の「第1級-第2級-第3級(2・3・4)」の状態をいいます。
※2…「不慮の事故など」とは不慮の事故または引受団体所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

※3…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹、および組合員または組合員の配偶者の継父母と子の配偶者となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。

●災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。
●災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただきます。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。

●過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」およびこくみん共済 coop<全労済>の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。
●保障額を変更される場合は既加入額を解約し、変更後の保障額で新規加入いただけます。契約発効日(効力発生日)時点の満年齢での加入となるため、掛金が変わります。

火災・自然災害
生命・後遺障害
緩和生命
終身生命
入院・手術
緩和医療
終身医療
介護認知症
交通災害

入院・手術保障

- 日帰り手術(入院の有無を問わず)や、日帰り入院も保障されます。
- 2つの特約でニーズに合わせた保障を選択可能です。

保障期間 **2020年4月1日～2021年3月31日**
共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

引受団体
 共栄火災…「医療保険(1年契約用)」
 全トヨタ労連…「自家医療共済」

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

▶毎年見直すことが可能な大型の医療保障

1 保障内容と保障額

NEW ■基本契約に「国内臓器移植保障」など4つの独自保障が自動付帯!
 ■公的医療保険連動型となり、対象となる手術が拡大!
 ※一部対象とならない手術もあります。

基本契約

入院したとき
入院保障

保障期間中に病気やケガで入院したときに、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。
(注) P.58～59「お支払例」を参照。

NEW 日本国内で臓器移植をしたとき
国内臓器移植保障

加入者本人が移植術(心臓、肺、肝臓、脾臓、小腸、腎臓、眼球)を受けたときに100万円お支払いします。(生涯で1回限り)
(注) 日本臓器移植ネットワーク経由のみ支払対象。(眼球移植を除く)

NEW 骨髄ドナーの提供者になったとき
骨髄ドナー提供者保障

加入者本人が加入している場合、加入者本人、加入者本人の両親・子ども・兄弟姉妹が日本国内で骨髄または末梢血幹細胞をドナーとして提供したときに10万円お支払いします。(1回の提供に対して1回支払)

対象手術拡大

手術を受けたとき
手術保障

保障期間中に病気やケガの治療を目的として、手術※1や放射線治療を受けたときに、入院日額の5倍(日帰り手術)、20倍(入院中の手術)、40倍(重大手術)、10倍(放射線治療)をお支払いします。一部対象とならない手術もあります。

NEW 心臓移植を目的として米国へ渡航したとき
海外心臓移植保障

加入者本人が加入している場合、加入者本人、加入者本人の両親・子どもが心臓移植を目的として米国に渡航したときに1,000万円お支払いします。(生涯で1回限り)(注) 日本臓器移植ネットワーク希望登録者のみ支払対象。

NEW 難病と指定されたとき
難病指定保障

加入者本人の発病した病気が厚生労働省が認める指定難病と診断され、難病法による難病医療等助成制度の対象となったときに10万円お支払いします。(生涯で1回限り)

特約の付帯でさらに安心!

医療上乗せ特約

長期間入院したとき
長期入院保障

保障期間中に病気やケガによる入院が連続して90日以上となったときおよび連続して180日以上となったとき、各々1回、下表の金額をお支払いします。

先進医療を受けたとき

先進医療費用保障

保障期間中の病気やケガにより先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、2,000万円を限度にお支払いします。また、先進医療一時金をあわせてお支払いします。

入院したとき(通院見合分として)

通院見合分保障

保障期間中に病気やケガによる治療で入院保障が支払われたとき、下表の金額を一律お支払いします。

特約の付帯でさらに安心!

三大疾病特約

(※)

三大疾病とはじめて診断されたとき
診断保障

保障期間中に三大疾病(P.56)とはじめて診断され、入院したときに三大疾病入院日額の最大100倍をお支払いします。なお、「上皮内新生物等」と診断されたときは、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。

三大疾病で入院したとき
三大疾病入院保障

加入者が、三大疾病の治療を直接の目的として、入院をしたときにお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)

三大疾病で手術を受けたとき
三大疾病手術保障

加入者が、三大疾病の治療を直接の目的として、手術※1や放射線治療を受けたときに、入院日額の5倍(日帰り手術)、20倍(入院中の手術)、40倍(重大手術)、10倍(放射線治療)をお支払いします。一部対象とならない手術もあります。

(※)再発・転移しても保障される場合があります。詳しくは重要事項説明書(P.56)をご確認ください。

保障額	基本契約			医療上乗せ特約			三大疾病特約		
	入院保障	手術保障	基本契約に無償付帯	長期入院保障	先進医療費用保障	通院見合分保障	診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
日額10,000円	日額10,000円	5万円・20万円・40万円	■国内臓器移植保障 一時金100万円 ※2	60万円	最高 2,000万円 + 先進医療 一時金 5万円	30,000円	100万円	日額10,000円	5万円・20万円・40万円
日額8,000円	日額8,000円	4万円・16万円・32万円	■海外心臓移植保障 一時金1,000万円 ※2	48万円		24,000円	80万円	日額8,000円	4万円・16万円・32万円
日額5,000円	日額5,000円	2.5万円・10万円・20万円	■骨髄ドナー提供者保障 一時金10万円 ※3	30万円		15,000円	50万円	日額5,000円	2.5万円・10万円・20万円
日額3,000円	日額3,000円	1.5万円・6万円・12万円	■難病指定保障 一時金10万円 ※2	18万円		9,000円	30万円	日額3,000円	1.5万円・6万円・12万円

【重要】 ※1…公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術、造血幹細胞移植および先進医療による手術をいいます。 ※2…生涯で1回のみのお支払いとなります。 ※3…ドナーとして提供1回につき10万円の支払いとなります。 ●入院・手術保障は損害保険会社(共栄火災)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については、重要事項説明書(損害保険会社P.56、全トヨタ労連P.59)をご確認ください。

●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。ご留意ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる年齢 (保障開始日時点)	加入(増額)時年齢における保障額の範囲	
	加入(増額)時年齢	保障額の範囲
組合員(本人) 満15歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満15歳～満64歳	・日額3,000円 ・日額5,000円
		・日額8,000円 ・日額10,000円
配偶者 満16歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満16歳～満64歳	・日額3,000円 ・日額5,000円
		・日額8,000円 ・日額10,000円
その他(組合員の子ども・同居の親族) 満0歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満0歳～満64歳	・日額3,000円 ・日額5,000円
		・日額8,000円 ・日額10,000円

(注)緩和医療保障と重複して加入できません。

ご加入について

新規・増額または特約追加(タイプ変更)をご希望の方は、加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

既往症のある方や通院中などの方は、緩和医療保障をご検討ください。

加入タイプ

Aタイプ～Dタイプのいずれか1つをお選びください。

Aタイプ	基本契約のみ(特約なし)
Bタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約
Cタイプ	基本契約 + 三大疾病特約
Dタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約 + 三大疾病特約

ご加入の場合は、保障額(入院日額)および加入タイプを加入申込書にご記入ください。

●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合、家族間で重複加入することはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
 ●緩和医療保障と重複して加入できません。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	加入できる方(保障額の範囲)	保障額(入院日額保障)	Aタイプ(基本のみ)	Bタイプ(基本+医上)	Cタイプ(基本+三大)	Dタイプ(基本+医上+三大)
満0歳～満59歳 (新規・継続の場合)	組合員 配偶者 家族 その他	日額10,000円	1,930円	2,350円	2,940円	3,360円
		日額8,000円	1,540円	1,890円	2,350円	2,700円
		日額5,000円	970円	1,200円	1,480円	1,710円
		日額3,000円	580円	740円	890円	1,050円

加入(継続)時年齢	加入できる方(保障額の範囲)	保障額(入院日額保障)	Aタイプ(基本のみ)	Bタイプ(基本+医上)	Cタイプ(基本+三大)	Dタイプ(基本+医上+三大)
満60歳～満79歳 (新規・継続の場合)	組合員 配偶者 家族 その他	日額10,000円	5,200円	6,160円	8,900円	9,860円
		日額8,000円	4,160円	4,930円	7,120円	7,890円
		日額5,000円	2,600円	3,110円	4,450円	4,960円
		日額3,000円	1,560円	1,890円	2,670円	3,000円

●保障内容が更新時等に変更されたとき、変更前の保障内容は変更後の保障開始日(効力発生日)時点で終了となります。また、保障変更日をまたいで発生している請求事由については、傷病発生日または請求事由(入院・手術・診断・先進医療)発生日で保障内容を判断します。 ●満60歳以降継続をされる場合は掛金が増加となります。 ●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による掛金となります。また、ご継続さ

れる場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。 ●「重粒子線治療」「陽子線治療」を受療され先進医療費用保障の支払対象となる場合に、加入者の一時的な経済負担を軽減するため、先進医療費用保障を医療機関に直接お支払いいただける制度を利用できます。利用できる医療機関等、詳しくはゆうゆうセンターへお問い合わせください。

ポイント 入院・手術保障の「質問表E」に該当し加入を諦めていた方も、下記告知項目をご確認いただき条件を満たす場合、ご加入いただけます!

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 **2020年4月1日～2021年3月31日**
共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

引受団体
共栄火災…「医療保険(1年契約用)」
全トヨタ労連…「自家緩和医療共済」

▶持病がある方に心強い医療保障

持病や既往症のある方や現在通院・服薬中の方が
加入しやすく、加入条件を緩和した保障を新設しました!

入院・手術保障に加入していない方で
以下の告知に該当しない方はご加入いただけます。

健康に不安があるからこそ、
もしもに備えたい…
そんなお気持ちにお応えするために

これまで健康上の理由で加入をあきらめていた方も、加入条件の緩和によりお申し込みいただけます。

※ご職業や告知事項に該当する場合は、すでにご契約されている保障など条件を満たさない場合は、ご加入いただけないことがあります。

心配な
持病や既往症も保障!

ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合にも保障します。

※保障開始日前に医師からすすめられていた入院や手術については共済金をお支払いしません。

医師による
診査不要



告知項目 下記の質問のいずれにも該当しない方がご加入いただけます。

最近3か月以内に、医師から入院、手術をすすめられたことがある。
または現在入院している。

告知日から過去2年以内に、病気で2週間以上入院をしたことがある。
または病気・ケガで手術を受けたことがある。

! 加入を希望される方は、ゆうゆうセンターへ連絡のうえ、専用申込書の取り寄せをご依頼ください。
お申し込みの際は「緩和生命保障・緩和医療保障申込書兼告知書」の緩和医療保障「質問表K」をご確認ください。

【重要】※1…公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術、造血幹細胞移植および先進医療による手術をいいます ●緩和医療保障は損害保険会社(共栄火災)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については、重要事項説明書(損害保険会社P.60、全トヨタ労連P.62)をご確認ください。 ●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。ま

た、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます場合がありますのでご注意ください。 ●保障内容が更新時等に変更されたとき、変更前の保障内容は変更後の保障開始日(効力発生日)時点で終了となります。また、保障内容変更日をまたいで発生している請求事由については、傷病発生日または請求事由(入院・手術・先進医療)発生日で保障内容を判断します。

1 保障内容と保障額

基本契約	入院したとき 入院保障 保障期間中に病気やケガで入院したときに、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。 (注) P.58～59 入院・手術保障の「お支払い例」を参照。
	手術を受けたとき 手術保障 保障期間中に病気やケガの治療を目的として、手術※1や放射線治療を受けたときに、入院日額の5倍(日帰り手術)、20倍(入院中の手術)、40倍(重大手術)、10倍(放射線治療)をお支払いします。一部対象とならない手術もあります。
	先進医療を受けたとき 先進医療費用保障 保障期間中の病気やケガにより先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、2,000万円を限度にお支払いします。また、先進医療一時金をあわせてお支払いします。

保障名 保障額	基本契約			放射線治療は入院日額の10倍	最高 2,000万円 + 先進医療 一時金 5万円
	入院保障	手術保障	先進医療費用保障		
日額10,000円	日額10,000円	5万円・20万円・40万円			
日額8,000円	日額8,000円	4万円・16万円・32万円			
日額5,000円	日額5,000円	2.5万円・10万円・20万円			
日額3,000円	日額3,000円	1.5万円・6万円・12万円			



2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる年齢 (保障開始日時点)	加入(増額)時年齢における保障額の範囲	
	加入(増額)時年齢	保障額の範囲(日額)
組合員(本人) 満15歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満15歳～満64歳	日額3,000円 日額5,000円
		日額8,000円 日額10,000円
配偶者 満16歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満16歳～満64歳	日額3,000円 日額5,000円
		日額8,000円 日額10,000円
その他(組合員の子ども・同居の親族) 満0歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満0歳～満59歳	日額3,000円 日額5,000円
		満60歳～満64歳

(注)入院・手術保障と重複して加入できません。

ご加入について

新規・増額をご希望の方
緩和型専用加入申込書記載の「質問表K」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。
(注)入院・手術保障の加入者(例:日額3,000円)が増額希望(例:日額10,000円)で、健康状態により緩和医療保障への加入となる場合、入院・手術保障は解約が必要です。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	加入できる方(保障額の範囲)			保障額(入院日額保障)	掛金
満0歳～満59歳 (新規・継続の場合)	組合員	配偶者	家族 その他	日額10,000円	3,680円
				日額8,000円	2,950円
				日額5,000円	1,870円
				日額3,000円	1,140円
満60歳～満79歳 (新規・継続の場合)	組合員	配偶者	家族 その他	日額10,000円	10,390円
				日額8,000円	8,320円
				日額5,000円	5,220円
				日額3,000円	3,150円



●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者に所属している場合(退職者を含む)、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
●入院・手術保障と重複して加入できません。

できる医療機関等、詳しくはゆうゆうセンターへお問い合わせください。

●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による掛金となります。また、ご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。 ●「重粒子線治療」、「陽子線治療」を受療された先進医療費用保障の支払対象となる場合に、加入者の一時的な経済負担を軽減するため、先進医療費用保障を医療機関に直接お支払いできる制度を利用できます。利用

終身医療保障

- ポイント**
- 入院と手術に特化したシンプルな保障内容。
 - 終身契約のため掛金増加はありません。(加入時の月掛金が変わりません。)

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 **2020年4月1日～終身保障**

引継団体
こくみん共済coop(全労済)
…「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ」

▶一生涯にわたる病気やケガによる入院・手術保障

1 保障内容と保障額

NEW 公的医療保険連動型となり、対象手術が拡大!
※一部対象とならない手術もあります。

基本契約

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やケガで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分を限度としてお支払いします。

手術を受けたとき

手術保障

- 保障期間中に病気やケガで診療報酬点数1,400点以上の手術を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。
- 保障期間中に診療報酬点数が算定された放射線治療を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。

保障は一生涯

保障額	保障名	入院保障	手術保障(放射線治療も含む)
3,000円		日額 3,000円	1回につき3万円
5,000円		日額 5,000円	1回につき5万円

2 加入できる方と保障額の範囲

	加入できる年齢 (効力発生日時点)	契約期間	保障額の範囲※2
組合員(本人) 配偶者 その他家族※1	満15歳～満80歳	終身	日額3,000円 または 日額5,000円

ご加入について

- 新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

**⚠ 2019年7月までに加入された方はこの保障内容と異なります。
ご契約に関する内容はご加入時の総合パンフレット・重要事項説明書にてご確認ください。**

3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。掛金の払い込み期間は終身となります。

保障額(入院日額) 3,000円			保障額(入院日額) 5,000円		
効力発生日 時点の 満年齢	月掛金		効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性		男性	女性
15歳	924円	924円	50歳	2,424円	2,172円
16歳	948円	948円	51歳	2,502円	2,238円
17歳	966円	972円	52歳	2,586円	2,310円
18歳	984円	984円	53歳	2,676円	2,382円
19歳	1,008円	1,008円	54歳	2,766円	2,460円
20歳	1,032円	1,032円	55歳	2,862円	2,538円
21歳	1,056円	1,056円	56歳	2,958円	2,622円
22歳	1,080円	1,080円	57歳	3,060円	2,712円
23歳	1,110円	1,110円	58歳	3,162円	2,802円
24歳	1,134円	1,134円	59歳	3,270円	2,904円
25歳	1,164円	1,158円	60歳	3,378円	3,000円
26歳	1,194円	1,188円	61歳	3,492円	3,102円
27歳	1,224円	1,212円	62歳	3,606円	3,210円
28歳	1,260円	1,242円	63歳	3,720円	3,324円
29歳	1,290円	1,266円	64歳	3,840円	3,438円
30歳	1,326円	1,296円	65歳	3,966円	3,558円
31歳	1,362円	1,326円	66歳	4,092円	3,690円
32歳	1,392円	1,356円	67歳	4,224円	3,816円
33歳	1,434円	1,380円	68歳	4,368円	3,954円
34歳	1,476円	1,416円	69歳	4,512円	4,104円
35歳	1,518円	1,446円	70歳	4,662円	4,254円
36歳	1,560円	1,482円	71歳	4,824円	4,410円
37歳	1,608円	1,518円	72歳	4,992円	4,578円
38歳	1,656円	1,560円	73歳	5,172円	4,758円
39歳	1,710円	1,602円	74歳	5,352円	4,938円
40歳	1,764円	1,644円	75歳	5,550円	5,130円
41歳	1,812円	1,686円	76歳	5,754円	5,322円
42歳	1,872円	1,734円	77歳	5,970円	5,538円
43歳	1,932円	1,776円	78歳	6,198円	5,748円
44歳	1,992円	1,824円	79歳	6,438円	5,976円
45歳	2,058円	1,878円	80歳	6,684円	6,210円
46歳	2,130円	1,932円			
47歳	2,190円	1,986円			
48歳	2,268円	2,046円			
49歳	2,340円	2,112円			

(団体割引適用掛金)

【重要】※1…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹、および組合員または組合員の配偶者の継父母と子の配偶者となります(「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。 ※2…終身医療保障の加入は、日額3,000円または日額5,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。

●効力発生日時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。質問表へは正しくご回答ください。

●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。



- 本人・配偶者だけでなく、同居の親族、別居の両親(義父母を含む)も加入できます。
- 要介護の状態になったとき、要介護・要支援認定や認知症と診断されたとき、一時金を受け取れます。

保障期間 2020年4月1日～2021年3月31日
共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

引受団体

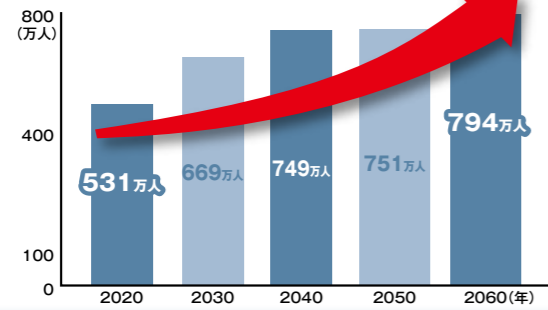
共栄火災…「標準傷害保険」(介護一時金支払特約)
全トヨタ労連…「自家介護・認知症共済」

▶介護に必要となる費用に備える保障

もしもに備えて「介護保障」があると安心です

■今後の介護保障をとりまく状況

1. 要介護認定者数等の見通し(予測)



性・年齢階級別の認定率等が現状のまま変わらないとした場合、要介護1～要介護5認定を受ける方の見込み数は左記のようになり、**要介護認定者数等の見通しは増加傾向**です。

厚生労働省 ホームページより

2. 介護の平均費用について (公益財団法人 生命保険文化センターより)

介護にかかる費用
一時金平均：69万円
月額平均：7.8万円
介護期間：平均4年7ヵ月

69万円 + (7.8万円 × 約4年7ヵ月) = 約**500万円** (494.1万円)

介護にかかる費用(平均) 約 **500万円**

もしもに備え、「介護保障」として**500万円程度**は準備しておきたいですね。

1 保障内容

基本契約

介護保障

保障期間中に病気やケガ、認知症などにより、要介護2以上または障害支援区分3以上と認定されたときにお支払いします。※1

介護認定保障

保障期間中に要支援1以上または障害支援区分1以上と認定されたときにお支払いします。※2

認知症保障

保障期間中に認知症と診断されたときにお支払いします。※2

【保障の概要】

介護認定保障

要支援1以上相当と認定されたとき10万円お支払いします。

介護保障

要介護2～5相当と認定されたとき100万円、300万円、500万円、700万円とご加入金額に応じてお支払いします。

認知症保障

認知症と診断されたとき10万円お支払いします。

介護認定と保障範囲		
要介護認定区分	障害支援区分	身体の状態(例)
要支援1	区分1	日常生活は、ほぼ自分でできるが、現状を改善し、要介護状態の予防のために少し支援が必要
要支援2	区分2	立ち上がりや歩行が不安定、介護予防が必要と思われる状態
要介護1		立ち上がりや歩行に不安定さがみられることが多く、排せつ、入浴に一部介助が必要
要介護2	区分3	立ち上がりや歩行などが自分でできない場合が多く、排せつ、入浴などにも一部または全介助が必要
要介護3	区分4	立ち上がりや歩行、寝返りが自分でできない。排せつや入浴、衣服の脱着などに全面的な介助が必要
要介護4	区分5	日常生活全般にわたり、さらに動作能力が低下し、介護なしでは日常生活は困難
要介護5	区分6	生活全般に介護なしでは日常生活がほとんど不可能

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生時点)		保障額の範囲
	新規契約	継続契約	
組合員(本人)	満84歳まで	満84歳まで	100万円・300万円 500万円・700万円 (生涯で1回限り)
組合員の配偶者、 その他家族(組合員の子ども・同居の親族)、 組合員・配偶者の両親(同居・別居問わず)	満84歳まで	満84歳まで	

(注1) 国内の認定制度のため、海外居住の方(一時的な居住を除く)は加入できません。
(注2) 加入者の重複加入はできません。

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表M」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

3 保障額

保障額	基本契約										認知症保障	
	保障名	介護保障				介護認定保障				要支援		
		要介護認定区分	区分			要介護	区分					
100万円	5	4	3	2	5	4	3	2	1	2	1	一時金10万円 (生涯で1回限り)
300万円	6	5	4	3	6	5	4	3	2	1	一時金10万円 (生涯で1回限り)	
500万円	一時金10万円 (生涯で1回限り)											
700万円	一時金10万円 (生涯で1回限り)											

★はじめての申請で「要介護2以上相当」の認定を受けた場合、介護認定保障の一時金10万円をプラスした保障額を受け取れます。

例) 要介護2以上の認定(保障額100万円)で認知症診断を受けた場合

介護保障 100万円 + 介護認定保障 10万円 + 認知症保障 10万円 = 受け取れる保障額 120万円



●「介護保障」および「介護認定保障」、「認知症保障」のお支払いはそれぞれ生涯で1回限りです。
●「介護保障」の共済金を受取後、介護・認知症保障は失効(解約)になり、再加入はできません。

4 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	100万円	300万円	500万円	700万円
満0歳～満64歳	40円	140円	240円	340円
満65歳～満69歳	360円	1,100円	1,840円	2,580円
満70歳～満74歳	600円	1,820円	3,040円	4,260円
満75歳～満79歳	1,260円	3,780円	6,320円	8,840円
満80歳～満84歳	3,020円	9,080円	15,140円	21,200円

(注) 「在職者」・「退職者会」ともに同一掛金となります。

組合員(本人)の加入がなくても配偶者や親族など組合員(本人)以外の方の加入ができます。



夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合(退職者会含む)、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。

【重要】※1…次の場合に契約が失効します。①加入者(被保険者)が死亡したとき。②介護保障の一時金が支払われたとき。一時金の支払いは生涯で1回限りの支払いとなります。※2…介護保障の契約が失効、解除となった場合、介護・認知症保障の契約は消滅します。一時金の支払いは生涯で1回限りの支払いとなります。●介護・認知症保障は損害保険会社(共栄火災)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。制度の詳細については、重要事項説明書(損

害保険会社P.64、全トヨタ労連P.65)でご確認ください。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●期中途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の

満年齢による掛金となります。また、ご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。●配偶者との婚姻関係が解消された場合、配偶者および配偶者の両親の契約は解約となりますので、解約手続きが必要です。

交通災害保障

保障期間 2020年4月1日～2021年3月31日

引受団体 こくみん共済 coop (全労済)「交通災害共済(A型)」

▶ 交通機関に関わる不慮の事故による保障

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

ポイント

- 自動車事故のほか自転車、バイク等の運行中の交通機関による事故を保障します。
- 国内だけでなく、海外で事故にあった場合も保障します。

1 保障内容

交通事故により死亡したとき

死亡保障

交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。

交通事故により障害が残ったとき

障害保障

交通事故を直接の原因として所定の身体障がい状態になられたときにお支払いします。

交通事故により入院したとき

入院保障

事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。※1

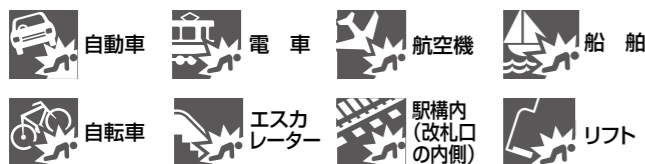
交通事故により通院したとき

通院保障

事故の日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。

2 保障例

■ 次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



■ 道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



※歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

3 保障額

死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障
500万円	20万円～500万円	日額10,000円	日額5,000円
400万円	16万円～400万円	日額8,000円	日額4,000円
300万円	12万円～300万円	日額6,000円	日額3,000円
200万円	8万円～200万円	日額4,000円	日額2,000円
100万円	4万円～100万円	日額2,000円	日額1,000円

4 月掛金

保障額(加入額)	月掛金
500万円	350円
400万円	280円
300万円	210円
200万円	140円
100万円	70円

(団体割引適用掛金)

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

5 加入できる方と保障額の範囲

	加入できる年齢 (保障開始日時点)	保障額の範囲
組合員(本人) 配偶者 その他家族※2	年齢・健康状態に関わらずご加入いただけます。	・100万円 ・200万円 ・300万円 ・400万円 ・500万円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「他の事故死亡保険(共済)契約の有無」(他保険G)欄への回答が必要となります。

【重要】※1…入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、「通院保障」よりお支払いします。※2…「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。ただし、入院保障は保障額200万円以上加入の場合

は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円のお支払いとなります。●「交通災害保障」(こくみん共済 coop(全労済)引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.66)でご確認ください。

組合員のみなさまへ

2020年度 商品(制度)内容のご説明

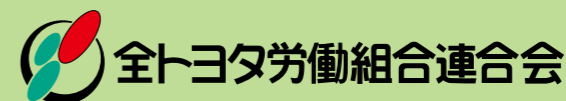
重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

全トヨタ労連総合保障共済

ゆうゆう共済

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、当総合パンフレットの該当箇所、および「加入・継続加入申込書兼告知書」とともに内容を充分ご確認ください。また、「重要事項説明書」は効力発生日(保障開始日)後も大切に保管してください。なお、ご不明な点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。



全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

目次

- P.33 「ゆうゆう共済」全保障(全引受団体)共通事項
- P.36 こくみん共済 coop<全労済>引受契約 共通事項
- P.37 損害保険会社 引受契約 重要事項説明書(共通事項)
- P.40 火災保障・自然災害保障(各種特約含む) 共通事項
- P.45 生命・後遺障害保障 全体概要
- P.45 生命・後遺障害保障 こくみん共済 coop<全労済>「団体定期生命共済」
- P.47 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」
- P.50 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」
- P.51 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」
- P.52 緩和生命保障 全体概要
- P.52 緩和生命保障 こくみん共済 coop<全労済>「団体定期生命共済」
- P.52 緩和生命保障 全トヨタ労連「自家緩和生命共済」
- P.53 終身生命保障 こくみん共済 coop<全労済>「終身生命共済」
- P.56 入院・手術保障 全体概要
- P.56 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」
- P.59 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」
- P.60 緩和医療保障 全体概要
- P.60 緩和医療保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)(引受緩和特約)」
- P.62 緩和医療保障 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」
- P.62 終身医療保障 こくみん共済 coop<全労済>「終身生命共済」
- P.64 介護・認知症保障 全体概要
- P.64 介護・認知症保障 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」
- P.65 介護・認知症保障 全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」
- P.65 交通災害保障 こくみん共済 coop<全労済>「交通災害共済」
- 資料(各保障に関する関連情報)
- P.68～70 各保障における「後遺障害等級表」「身体障害等級別支払割合表」
- P.70 各保障における「手術支払倍率表」

「ゆうゆう共済」全保障(全引受団体) 共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう共済」(以下、「ゆうゆう共済」)を、全トヨタ労働規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、こくみん共済 coop <全労済>)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細は35～36ページを参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう共済」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう共済」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

Table with 3 columns: 規程名称, 規程内容, 規程の改廃機関. Lists various insurance plans and their governing bodies.

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう共済」の各保障を引き受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、各引受団体の引受割合、および保険料控除の種類は以下のとおりです。

Table with 5 columns: 保障メニュー, 制度(保障内容), 引受団体と根拠規程(規約・定款など), 引受割合(%), 保険料控除の種類. Detailed breakdown of insurance products and their terms.

▶ 3 加入資格について

「ゆうゆう共済」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう共済」に契約(加入)があった退職者、さらに全トヨタ労連が特に認めた方となります。また「ゆうゆう共済」各制度を利用するにあたり、引受元であるこくみん共済 coop <全労済>の組合員となる必要があります(詳細は36ページ)。加入できる(保障の対象となる)方は、制度ごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 一斉展開(募集)期間について

「ゆうゆう共済」への新規加入および変更の手続きは、定められた締切日までに加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)をご提出ください。締切日までにご提出がない場合は、お申し込みいただいた内容をお引き受けできない場合があります。

▶ 5 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう共済」の統一発効日(効力発生日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午

後4時まで)の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での新規加入、変更も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日となります(終身生命保障、終身医療保障は除く)。

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入(契約締結)について
契約(加入)にあたっては契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方、以下同じ)が、当総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入申込書の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答の記入、押印をいただきゆうゆうセンターへ提出してください。

▶ 7 月掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は月払いです。ご指定の金融機関から口座振り替えとなります。振り替えできなかった場合は翌月に合算して振り替えます。

▶ 8 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込書記入日

(告知日)」とします。申込書記入日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者が自書ください。

▶ 9 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2020年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 10 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 11 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する申立人から届け出された住所に通知します。

▶ 12 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等にもとづき対応します。

▶ 13 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当重要事項説明書の各商品(制度)の該当箇所をご確認ください。なお、受取人を指定される場合は、所定の書類をご提出いただく必要があります。※損害保険部分の死亡保障について死亡保険金受取人を指定する場合は、毎年所定の書類をご提出いただく必要があります。ご提出いただけない場合、死亡保険金受取人は法定相続人になりますのでご注意ください。

▶ 14 共済掛金(保険料)払込猶予期間について

共済掛金が月払いの場合、当月末日を、翌月分の共済掛金の「払込期日」とし、払込期日の翌日から3カ月間を「共済掛金払込猶予期間」とします。

▶ 15 共済(保険)契約の消滅

「払込期日」までに共済掛金の払い込みが行われなかった場合、全トヨタ労連は当該契約者の届出住所宛に催告書を送付して未払掛金の払い込みを求めますが、「共済掛金払込猶予期間」内に共済掛金の払い込みが全くない場合、「共済掛金払込猶予期間」末日の属する月の翌月1日午前0時をもって、当該共済契約は消滅します。この場合、全トヨタ労連はその旨を契約者に通知します。

▶ 16 個人情報の共同利用等に関する事項

(1)個人情報の「利用目的」について
契約者(組合員本人)ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取り扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

(2)個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者(組合員本人)ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

(3)個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう共済」にご加入の際にいただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、(1)の利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、こくみん共済 coop <全労済>、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者(組合員本人)ならびに加入者の個人情報は、(1)の利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労務間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】

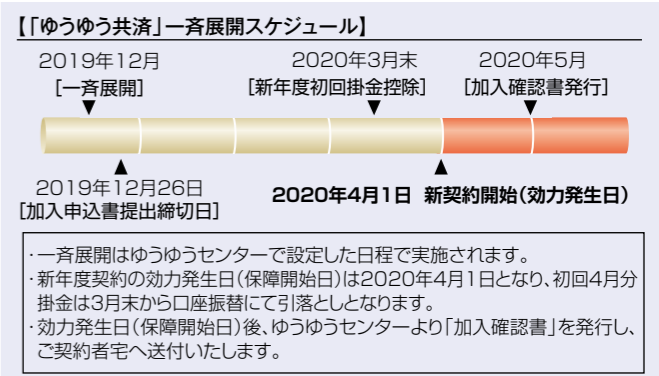
- 共同利用する保有個人データは、次の項目になります。
① データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
② 加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
③ 年末調整手続事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
④ 共済(保険)金支払に関する事項
⑤ 全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続事項(支払通知書一契約者情報・加入者情報、共済(保険)金支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】

全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

▶ 17 「ゆうゆう共済」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう共済」では、ゆうゆう共済退職者会のご加入者に向けて一斉展開をしております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までに一定期間を必要とします。一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりです。(詳細スケジュールは、ゆうゆうセンターへご確認ください。)



▶ 18 各保障の保険料控除証明について

各保障および引受団体ごとに保険料控除の取り扱いが異なります。具体的には33ページに掲載の「▶ 2 引受団体と根拠規程」表内にある、「保険料控除の種類」を参照ください。また、同表の※1～3の詳細は次のとおりです。
※1 こくみん共済 coop <全労済>引受の終身生命および終身医療保障は、発効日が2011年12月31日までの場合は旧制度、発効日が2012年1月1日以降の場合は新制度が適用となります。新制度の終身生命保障は生命保険料控除、終身医療保障は介護医療保険料控除となります。
※2 貸家契約の確定申告用。
※3 自然災害保障のうち地震保障部分が対象となります。なお、1口あたりの掛金のうち下表の単価が地震保険料控除となります。

Table showing premium reduction rates for different disaster types and housing types. Columns include 木造構造, 鉄骨・耐火構造, and マンション構造 (with and without wind/water damage protection).

なお、医療共済(旧制度、2010年4月以降新規受付なし)は、ガン特約を除く部分が旧制度の生命保険料控除となります。さらに詳細の内容は重要事項説明書の各保障・引受団体のページを参照ください。

▶ 19 一斉展開時以外の各保障の取り扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取り扱いについては下表のとおりです。加入・変更・解約(脱退)等のお手続きには、所定の書類を提出いただく必要がありますので、ゆうゆうセンターまでご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

Table showing the status of various insurance products during non-launch periods. Columns include 保障名(特約), 中途加入, 中途増額, 中途減額, 中途解約(脱退).

- △1 結婚した組合員、子どもが誕生した組合員および結婚した組合員の配偶者、誕生した組合員の子ども
△2 「ゆうゆう共済」以外の他の保障を見直して加入・増額をする場合
※1 「中途増額」を希望される場合、事務処理上の取り扱いは「解約(脱退)」→「新規」の扱いとなります。そのため、新規加入の契約発効日時時点の満年齢によって月掛金が増額(年齢ランクの上昇)となる場合があります。また、申込時に質問表への回答が必要となり、回答内容により増額をお引き受けできない場合があります。
※2 「生命・後遺障害保障」、「緩和生命保障」の契約期間の中途における減額・解約(脱退)は原則できません(退職者会移行時を除く)。(ただし、加入資格を喪失した場合、契約期間の中途であっても契

（■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおいニッセイ同和損害保険）はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。なお、入院・手術保障「医療保障(1年契約用)」、緩和医療保障「医療保険(1年契約用)」、介護・認知症保障「標準傷害保険」については共栄火災が単独で引受を行います。

(2)保険金の請求・死亡保険金受取人

- ①保険金請求権は、被保険者が有します。
- ②被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。

(3)保険金の代理請求について

被保険者が高度障がい状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることやおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

(4)柔道整復師の治療に関する注意事項

柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて取扱います。(注)また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、医師の治療に準じて取扱います。(注)
(注)むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、医師の診断書で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見を確認できないものは医師の治療に準じて取扱うことはできません。医学的他覚所見とは、学理的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(5)保険契約の無効・取消し・失効について

- 次の事実があるときは、ご契約は無効となります。
- ①ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
- ②ご加入者と異なる方を被保険者とすご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき
(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
- ご契約の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、ご契約を取消しとさせていただきます。
- 保険契約締結の後、加入者が死亡した場合は、保険契約は効力を失います。

(6)重大事由によるご契約の解除について

- ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがありますのであらかじめご了承ください。なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガなどに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。※1
- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として**ケガ**を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと※2
 - ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
 - ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること
 - ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
 - ⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

- (注1) 入院・手術保障・緩和医療保障の場合、上記下線部分を次のとおり読み替えてください。
- ※1 事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術、放射線治療またはその期間中に開始した入院もしくは手術、放射線治療 ※2 身体障がい
 - 先進医療費用保障(先進医療特約)
※1 事故によるケガまたは発病した疾病により受けた先進医療による療養またはその期間中に開始した先進医療による療養 ※2 身体障がい
 - 三大疾病特約
※1 三大疾病によるこの特約で定める保険金支払事由またはその期間中に発生したこの特約に定める保険金支払事由 ※2 三大疾病
- (注2) 介護・認知症保障の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。
- ※1 要介護状態の原因となった事由もしくはその期間中に開

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は入院・手術保障、緩和医療保障、介護・認知症保障以外の損害保険会社引受契約については原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで、入院・手術保障、緩和医療保障、介護・認知症保障の損害保険会社引受契約については90%まで補償されます。

その他ご注意くださいこと

▶1 お客様に関する情報の取扱い

- (1)お客様に関する情報の取り扱いについて
本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連およびこくみん共済 coop <全労済>にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。
- (2)引受保険会社における情報の取扱いについて
■情報の利用目的について
引受保険会社は、全トヨタ労連およびこくみん共済 coop <全労済>から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。
○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
○保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
○引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう共済」の円滑な制度運営
■情報の第三者提供について
引受保険会社は、全トヨタ労連およびこくみん共済 coop <全労済>から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。
○前記（情報利用の目的について）に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（全トヨタ労連・保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
■共同利用について
引受保険会社は、全トヨタ労連およびこくみん共済 coop <全労済>から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合
○引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう共済」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう共済」を構成する各保障の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合
(注) 引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ(https://www.kyoeikasai.co.jp/)または引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

▶2 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の引受保険会社窓口までご連絡ください。)
<全トヨタ労連お問合せ先>
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」TEL.0120-93-2681
<引受保険会社お問合せ先>
共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部
営業課 TEL.03-3504-2898
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始は除く)】
<指定紛争解決機関>
共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

▶3 ご注意いただきたいこと

- (1)共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書(共通事項)

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。保険約款については、全トヨタ労働組合連合会ホームページ(https://www.fine.or.jp/)をご参照ください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

▶商品の仕組み

(1)団体契約の仕組み

本契約は、こくみん共済 coop <全労済>を保険契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員であるこくみん共済 coop <全労済>組合員を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利はこくみん共済 coop <全労済>が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)もこくみん共済 coop <全労済>が有します。こくみん共済 coop <全労済>は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員であるこくみん共済 coop <全労済>組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2)保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となります。

(3)保険料について

①団体割引率について

団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率30%を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障(標準傷害保険)、入院・手術保障(医療保険(1年契約用))、緩和医療保障(医療保険(1年契約用))および介護・認知症保障(標準傷害保険)の合算被保険者数、休業保障(普通傷害保険(所得補償特約))および賠償保障(交通事故傷害保険(賠償責任補償特約))ならびに長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の合算被保険者数がそれぞれ1万名以上(かつ、長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の被保険者数が100名以上)であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、翌年度の保険料を変更させていただく場合があります。

②過去の損害率による割増引率について

保険料には、過去の損害率による割増引が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険(1年契約用)」の保険料は割引40%・「普通傷害保険(所得補償特約)」・「交通事故傷害保険(賠償責任補償特約)」の保険料は割引25%を適用しています。割増引率は2019年3月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。
※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

③加重平均料率について

「医療保険(1年契約用)」は、0歳～59歳と60歳～79歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。
※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

▶1 ご加入後の留意事項

入院・手術保障(共栄火災部分)、緩和医療保障(共栄火災部分)、介護・認知症保障(共栄火災部分)の保険料のうち所定の額については、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。なお、上記の取扱いは今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

▶2 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

▶3 保険の効力発生日(保障開始日)

保険責任は、保険期間の開始日の午前0時(継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後4時)に開始します。

▶4 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、**解約された場合でも、解約返れい金はございません。**

▶5 保険金をお支払いする事由が発生したときは

- (1)万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆうゆうセンターへご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害・疾病または損害の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。

▶6 保険会社破綻時の取扱い

ければならない。

- (4)(2)の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。
(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

▶11 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくはこくみん共済 coop <全労済>までお問合せください。

▶12 ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop <全労済>は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金を超える十分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済 coop <全労済>は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っています。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。詳しくは各都道府県のこくみん共済 coop <全労済>にお問合せください。

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



火災保障・自然災害保障(各種特約含む) 共通事項

▶ 1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約は、こくみん共済 coop <全労済>が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。自然災害保障はこくみん共済 coop <全労済>が定める「自然災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載してありますので必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労働組合連合会共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しくこくみん共済 coop <全労済>の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、「こくみん共済 coop <全労済> 引受契約 共通事項」(36 ページ)を参照ください。

▶ 3 共済商品のしくみ <契約概要>

事業規約名	商品名	2つの商品を合わせた呼び名
風水害等給付金付火災共済 自然災害共済	火災保障 自然災害保障	住まいる共済 <small>火災共済・自然災害共済</small>

▶ 4 用語の説明

契約者	こくみん共済 coop<全労済>と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。
共済契約関係者	契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
生計を一にする(同一生計)	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
共済金受取人	共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
支払事由	共済金が支払われる事由をいいます。
発効日	申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。
共済の目的	契約により保障されるものをいいます。
再取得価額	被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要なこくみん共済 coop<全労済>が定めた標準的な価額をいいます。
損壊	壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
一部壊	住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
床上浸水	居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

▶ 5 基本保障、任意でセットできる特約など <契約概要>

	基本保障		任意でセットできる特約など
	火災共済 + 自然災害共済	火災共済	火災共済 + 自然災害共済 マンション構造専用 風水害保障なしタイプ
火災等	○	○	○
風水害等	○	△	×
地震等	○	×	○
火災共済に付随する保障	○	○	△
自然災害共済に付随する保障	○	×	△

※「△」は「○」に比べて保障額が少なくなることを意味します。「×」は保障されません。
※盗難保障特約は、火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は、セットすることはできません。
※借家人賠償責任特約は、自家・貸家の方はセットすることはできません。

▶ 6 共済掛金について <契約概要> <注意喚起情報>

火災共済(借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約)および自然災害共済の月掛金の額は16 ページのとおりです。

▶ 7 契約内容に関する届け出について <注意喚起情報>

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへ連絡ください。連絡がないと共済金を支払いできない場合や契約が解除となる場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
- 火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30 日以上空家または無人にするとき
- 共済の目的を移転または変更するとき
- 共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または共済の目的である家財を収容する住宅の滅失、解体
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 共済の目的が、「▶ 3 加入できる住宅または家財」(41 ページ)の範囲外となったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

▶ 8 契約の解約・取り消し・消滅 <注意喚起情報>

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。
- 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - 共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

▶ 9 契約の無効 <注意喚起情報>

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。(⑧の共済金の不法取得目的による無効の場合、掛金はお返ししません)。
- 共済の目的が契約の発効日または更新日において、共済の目的の範囲外のと
 - 契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
 - 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「特約などの概要」

検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましては、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。
- 新たにご加入される保険の効力発生日(保険責任の開始期)前に発病した病気や発生した事故によるケガ(介護・認知症保障については要介護状態の原因となったケガ、病気その他の事由)については、新たなご加入の保険では保険金をお支払いできない場合があります。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に発病した病気や発生した事故によるケガ(介護・認知症保障については要介護状態の原因となったケガ、病気その他の事由)であっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

※この書面による説明および加入申込書の質問事項にご不明な点がありましたら、取扱代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。
※ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。
※加入・継続加入申込書(組合員用)は、ご加入後に送付させていただきます。加入確認書と一緒に大切に保管してください。

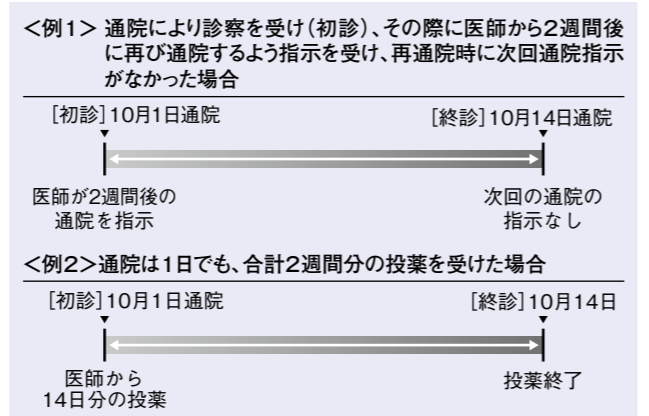
【加入申込書の質問表の補足事項】

<共通する事項>

- 「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
- 「治療」とは、医師による治療をいい、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などをいいます。
- 「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。
- 「投薬」には以下のケースは含みません。
 - 医師に処方されていない市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - 医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用
- 「完治」とは、医師から病気が完全に治っていると診断されている状態をいいます。病気が完全に治っていると診断されているかについては、医師にご確認ください。
- 似たような病名でも、【加入できる疾病・条件】または【別表】に記載された疾病であるとの医師の診断がなければ、【加入できる疾病・条件】または【別表】の疾病には該当しません。
- 過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

<入院・手術保障【医療保険(1年契約用)】<質問2>、緩和医療保障【医療保険(1年契約用)】<質問2>の補足事項>

- 「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。
- 「2週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。下記の例はいずれも、「2週間以上の期間にわたり、医師の治療・投薬を受けたこと」に該当します。



<入院・手術保障【医療保険(1年契約用)】<質問1>、介護・認知症保障【標準傷害保険 介護一時金支払特約】<質問1>の補足事項>

- 「指導」とは、医師による指導をいいます。健康診断等の検査結果で要再検査などと記載された場合は、医師により指導されていないため、「指導」には含みません。
- <介護・認知症保障【標準傷害保険 介護一時金支払特約】<質問3>の補足事項>
 - 「公的介護保険」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
 - 「障害者総合支援制度」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害者総合支援制度をいいます。
 - 「認定の申請をしたことがある」には、申請をしたが認定されなかった場合や、現在申請中の場合を含みます。

始した要介護状態 ※2 要介護状態

▶ 4 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書(および質問表回答欄)の内容が正しく記載されていることを確認させていただくことです。お手数ですが、当総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書(および質問表回答欄)にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- この保険はお客様の意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、ご確認ください。

【ご確認ください】

- 保障の内容(お支払いする保険金の種類、保険金をお支払する場合、保険金をお支払できない主な場合など)や特約の内容 ■保険金額(ご契約金額・契約タイプ・加入口数) ■保険期間(ご契約期間) ■保険料・お支払い方法(振込方法) ■被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲
- 加入申込書の記載内容(被保険者の「氏名」・「満年齢」・「性別」・「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。※「入院・手術保障」・「緩和医療保障」・「介護・認知症保障」にご加入の方は健康状態に関する・質問表E(入院・手術保障用)・質問表K(緩和医療保障用)・質問表M(介護・認知症保障用)について誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容にご不明な点がないかご確認ください。
- 最終的にご選択いただいたご加入内容が、お客様の当初のご意向に沿った内容になっているかよくご確認ください。

▶ 5 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください)

◆「入院・手術保障」・「緩和医療保障」・「介護・認知症保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

- 告知の重要性について
 - 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。))にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。
- 加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知(ご記入ください)
 - ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。
 - 書面にてご回答いただいたことが告知となります。取扱代理店または共栄火災社員等にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人(満15歳未満のときは親権者)が、加入申込書にご回答ください。

- 正しく告知いただかなかった場合の取扱い
 - 加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきます。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 - 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができる場合があります。

- 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い
 - 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

- 告知いただいた内容の共栄火災による確認について
 - 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

- 効力発生日(保険責任の開始期)前の発病等のご取扱い
 - ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日(保険責任の開始期)といます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日(保険責任の開始期)前に発病した病気や発生した事故によるケガ(介護・認知症保障については要介護状態の原因となったケガ、病気その他の事由)については、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日(「介護・認知症保障」については要介護状態が開始した日)が最初の保険契約の効力発生日(保険責任の開始期)からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払します。(ただし、三大疾病特約の悪性新生物診断保険金と上皮内新生物等診断保険金はお支払いしません。)[緩和医療保障]については効力発生日(保険責任の開始期)前に発病した病気や発生した事故によるケガについて、保険金をお支払いできる場合があります。
- 現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入)をご

下記に挙げる基準に適合する建築物をいいます。

- ①主要構造部(壁・柱・床等)が一定の耐火性能を持つこと。
 - ②外壁の開口部(窓・ドア等)で延焼の恐れのある部分に一定の耐火性能を持つ防火設備を有すること。
- (注2)準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3)
耐火建築物以外の建築物で下記のいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に耐火建築物と同様の防火設備を有するものをいいます。
- ①主要構造部(壁・柱・床等)が準耐火性能を持つこと。
 - ②①と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の設置その他の事項について政令で定める技術基準に適合するもの。
- (注3)省令準耐火建物

勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項および第3項の基準を定める省令(平成19年厚生労働省、国土交通省令第1号)第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融機構」)の定める仕様に合致するものまたは住宅金融機構の承認を得たものをいいます。

- エ.石造
 - ②耐火建築物(注1)の共同住宅
- (2)鉄骨・耐火構造とは、マンション構造に該当しない建物で下記①～④のいずれかを満たした住宅をいいます。
- ①次のいずれかに該当する建物
 - ア.コンクリート造
 - イ.コンクリートブロック造
 - ウ.れんが造
 - エ.石造
 - オ.土蔵造
 - カ.鉄骨造
 - ②耐火建築物(注1)【戸建のみ】
 - ③準耐火建築物(注2)【戸建・共同住宅】
 - ④省令準耐火建物(注3)【戸建・共同住宅】
- (3)木造構造とは、マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない建物(「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」の確認ができない建物を含みます)
- (注1)耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2)

▶ 5 共済金をお支払いする場合

<火災等共済金>

共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、他人の車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為(損害額5万円以上)、住宅外部からの物体の落下・飛来の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金を支払います。

被害の程度支払額	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	+ 火災等共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

- 留意事項
- (1)火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額を支払います。なお、住宅の焼破損割合が70%以上の場合が全焼損となります。
 - (2)火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額(再取得価額)を、家財契約の場合は家財の損害額(再取得価額)を支払います。
 - (3)火災等により門、堀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかの支払いとなります。
 - ①住宅の契約共済金額が加入基準以上または4,000万円の場合、住宅の加入基準額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
 - ②住宅の契約共済金額が4,000万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。 ※住宅自体にも被害がある場合は、上記①または②と合わせて、契約共済金額が限度となります。
 - (4)車両の飛び込みについて、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触は除きます。
 - (5)放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金を支払った場合は、こくみん共済 coop <全労済>が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いて支払います。

<風水害等共済金>

共済期間中に突風・旋風(竜巻含む)、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、「風水害などのとき」(11～12ページ)に掲載のとおり損害の程度に応じ共済金を支払います。

<臨時費用共済金>

共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%に相当する額を支払います。ただし、一世帯あたり、かつ、1回の事故の支払い限度額は200万円となります。

<諸費用共済金>

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、マンション構造のみ対象です。 ※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときの「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

水道管凍結費用共済金(住宅の加入口数20口以上の場合)

共済金をお支払いする場合	支払額
共済の目的である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキンのみに生じた損壊を除く。)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合	1事故10万円を限度 (1世帯あたり)

バルコニー等修繕費用共済金(マンション構造のみ)

共済金をお支払いする場合	支払額
区分所有建物で契約者がもっぱら使用・管理している専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもつき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合	1事故30万円または住宅の基本共済金額のいずれか少ない額が限度 (1世帯あたり)

- (3)共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。 ※借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

▶ 15 共済金の請求の時効について <契約概要>

共済金を請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

▶ 16 割り戻し金について <契約概要>

事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合、11月末までに原則として割り戻し金として返戻します(5月末現在の有効契約が対象)。 ※契約の継続に際して、割り戻し金をお約束するものではありません。 ※自然災害共済に割り戻し金はありません。

契約概要 火災保障 こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 火災共済について

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。 また、家財については同一世帯の所有する家財が、2つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して加入基準となるように振り分けて申し込みください。

▶ 2 加入限度と加入基準

<加入口数>
住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。 ※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

▶ 3 加入できる住宅または家財

- <住宅>
- (1)契約者または契約者と生計を一にする親族(以下、共済契約関係者)が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅。法人名義・空家など人が居住していない住宅は加入不可。 ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。 ※民泊(住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。 なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。
 - (2)以降のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分のみ(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外)となります。(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます。
 - ①事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合。
 - ②事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合。
 - ③下記の用途を兼ねる住宅。
 - ア.常時10人以上が業務に従事する事務所 イ.火薬類専門販売業、再生资源集荷業 ウ.作業員宿舎、簡易宿泊所 エ.貸座敷、待合、割烹、料亭 オ.キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの カ.映画館、劇場、遊技娯楽場 キ.工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫 <家財>

- (1)共済契約関係者が居住する日本国内の住宅内に収容される共済契約関係者が所有する家財 ※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。 ※貸家の場合は家財には加入できません。
- (2)共済の目的とならない主な家財
 - ①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
 - ②店舗専用の住宅、営業用の商品、器具備品、設備など
 - ③稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑤空家・別荘等、人が居住していない住宅内の家財

▶ 4 住宅の構造について

- (1)マンション構造とは、下記①または②のいずれかを満たした住宅をいいます。
 - ①次のいずれかに該当する共同住宅
 - ア.コンクリート造
 - イ.コンクリートブロック造
 - ウ.れんが造

の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかをみしていないとき(借家人賠償責任特約)

- (4)共済金額がこくみん共済 coop <全労済>の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- (5)住宅1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)
- (6)同一の契約者により同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき(盗難保障特約)
- (7)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- (8)契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

▶ 10 契約の解除 <注意喚起情報>

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1)共済金受取人(借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力(注1)に該当すると認められるとき、またはこれら反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(注2)を有していると認められるとき
- (4)前記①～③までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coop <全労済>との信頼関係が損なわれ、こくみん共済 coop <全労済>が、契約の存続を不当と判断したとき
- (5)契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - (注1)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (注2)「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。 ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。 ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。 ※前記③の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

▶ 11 掛金の保険料控除について <注意喚起情報>

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

▶ 12 他の共済保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて <注意喚起情報>

こくみん共済 coop <全労済>の火災共済(セットしている特約を含む)、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

▶ 13 「風水害保障なしタイプ」を選択した場合の風水害等の不担保について <契約概要>

建物構造区分でマンション構造を選択し、かつ「風水害保障なしタイプ」を選択した場合、下記の風水害等にかかわる共済金は支払われません。

火災共済	<ul style="list-style-type: none">・風水害等共済金・臨時費用共済金(風水害等による損害)・修理費用共済金(風水害等による損害)・住宅災害死亡共済金(風水害等を原因とする死亡)・付属建物等風水害共済金
自然災害共済	<ul style="list-style-type: none">・風水害等共済金・傷害費用共済金(風水害等を原因とする死亡または身体障がい)・付属建物等特別共済金(風水害等による損害)

▶ 14 共済金受取人について <契約概要>

- (1)共済金受取人は契約者です。
- (2)①にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。

るものがあるときは、その差額を差し引きます。

<賠償費用共済金>
損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金を支払います。
※1回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。
※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

注意喚起情報 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「借家人賠償責任特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- 下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
 - 契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意
 - 契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
 - 借戸室の改築、増築または取りこわし等の工事
 - 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等
 - 火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」(43 ページ)の(7)、(9)、(10)
 - 発生原因がいかなる場合でも、④および⑤の事由による事故の延焼または拡大
 - ④および⑤の事由に伴う秩序の混乱
- 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
 - 加入者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - 加入者が借用住宅を貸主に引き渡した後が発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

契約概要 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「類焼損害保障特約」

▶ 1 類焼損害保障特約について

類焼損害保障特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 加入できる方と契約方法

- 契約者、被共済者、共済金受取人について
 - 契約者
契約者は火災共済の契約者となります。
 - 被共済者
類焼損害保障特約では損害を被った近隣住民が被共済者となります。火災共済の被共済者とは異なることから、「類焼保障被共済者」としています。
 - 共済金受取人
共済金受取人は類焼保障被共済者となります。
- 契約方法
火災共済に30口以上（住宅契約・家財契約の合計、ただし1契約で30口以上必要）加入している場合に加入できます。
※1物件につき1契約とします(2契約以上あることがわかった場合は、後から契約した方を無効とします)。

▶ 3 共済金をお支払いする場合

契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金を支払います。

<類焼損害共済金>
(1)共済期間中に、基本契約の共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂および爆発による、第三者(共済契約関係者以外の者をいう)の所有する居住用の住宅または家財の損害（消防または避難に必要な処理を含む）を保障します。ただし、臭気付着または煙損害は除きます。
(2)1共済期間中1億円を限度に、実損害(再取得価額ベース)を支払います。(共済金を支払った場合は、限度額の1億円からその共済金の額を控除した残額を、損害が生じた時以後の共済期間に対する共済金額とします。)
※類焼先が火災保険・火災共済等に加入している場合は、その契約等から優先して支払い、損害額からその額を差し引いた残額を支払います。(他契約優先支払)

注意喚起情報 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「類焼損害保障特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
①共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意
②類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く)

- 建物の欠陥および老朽化にともなう雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
- 契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
- 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失、または盗難
- 共済の目的である家財(持ち出し家財を除く)が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい(搭乗者のいない車両を狙った窃盗をいいます)、もしくはその他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条第3項で定めるもの)の盗難
- 火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」(43 ページ)(7)、(9)、(10)
- (8)の事由により発生した事故の延焼または拡大
- 発生原因がいかなる場合でも、(8)の事由による事故の延焼または拡大
- (8)の事由に伴う秩序の混乱
- 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金）

▶ 2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金を支払できません。
(1)共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障がい
(2)自然災害共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」(当ページ)(8)、(9)、(10)、(11)の事由が発生した場合に生じた死亡および身体障がい
(3)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 3 契約の無効

下記の場合には、契約は無効となります。
(1)大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額部分とします
(2)共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

▶ 4 自然災害共済の共済金が削減される場合

総支払限度額 風水害等…480億円 地震等…4,500億円
1回の風水害等または地震等による所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた上記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いたします。こくみん共済 coop <全労済>では大規模な台風や地震などに備えるために異常危険準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
また、共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

契約概要 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「借家人賠償責任特約」

▶ 1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 加入できる方と契約方法

- 加入できる方(被共済者)
借用住宅の借主。ただし、共済契約関係者であることが条件となります。
- 契約方法
火災共済に20口以上(家財契約)加入し、下記の①～③のすべてに該当する場合に加入できます。
①借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき
②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
③被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約が締結されているとき

▶ 3 共済金をお支払いする場合

借用住宅の借主の過失で、火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金を支払います。
<損害賠償共済金>
※1回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。
※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得す

<盗難共済金>

盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金を支払います。

被災内容	被害内容	支払限度額
	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
盗難	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項

- 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先して支払います。
- 通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- 通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- 通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、下記①、②を満たす場合に限ります。
 - 盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
 - 預貯金が引き出されていたこと
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあうことをいいます。
※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額(他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。

ア．持ち出し家財：限度額 100 万円

イ．通貨：限度額 20 万円

ウ．預貯金証書：限度額 200 万円

<傷害費用共済金>

火災等共済金、盗難共済金、風水害等共済金または地震等共済金が支払われるときに、共済契約関係者がその事故により傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合、下記のとおり支払います。1口あたりの共済金は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円の傷害費用共済金を支払います。

注意喚起情報 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金を支払できません。
(1)発効日以前に生じた損害
(2)建物の欠陥および老朽化にともなう雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
(3)契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
(4)火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
(5)共済の目的である家財(持ち出し家財を除く)が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた火災等または風水害等
(6)置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の火災等
(7)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(8)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
(9)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む、以下同じ)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含む、以下同じ)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
(10)(9)以外の放射性照射または放射能汚染
(11)発生原因がいかなる場合でも(7)から(10)までの事由による事故の延焼または拡大
(12(7)から(10)までの事由に伴う秩序の混乱

注意喚起情報 自然災害保障

こくみん共済 coop <全労済>「自然災害共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金を支払できません。
(1)発効日以前に生じた損害

契約概要 自然災害保障

こくみん共済 coop <全労済>「自然災害共済」

▶ 1 自然災害共済について

火災共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一してください）。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

▶ 2 火災共済との関係

火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が契約期間の途中において終了したときも同時に終了します。

▶ 3 加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、火災共済の「▶ 3 加入できる住宅または家財(41 ページ)」と同様です。ただし、下記は自然災害共済保障範囲には含まれません。

<住宅>

(1)門、塀、垣、カーポート、その他の住宅の付属工作物

(2)住宅に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物

※「付属建物等特別共済金」に限り、上記(1)、(2)も共済金支払いの対象となります。(大型タイプ加入の場合)

▶ 4 共済金をお支払いする場合

<風水害等共済金>

申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に、共済の目的である住宅または家財に突風・旋風(竜巻含む)、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮による損害が生じた場合、「風水害などのとき」(13～14 ページ)に掲載のとおり風水害等共済金を支払います。

<地震等共済金>

地震等(地震による損壊・火災、噴火による損壊、津波による損壊など、以下同じ)により共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合、「地震などのとき」(13～14 ページ)に掲載のとおり地震等共済金を支払います。

[支払要件]

- 共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金を支払います。
- 次の損害は、地震等による損害に含みます。
 - 地震等によって生じた火災等による損害。
 - 地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
 - 発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

<地震等特別共済金>

地震等により損害が生じ、住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、下表のとおり地震等特別共済金を支払います。

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下	1回の事故につき1世帯あたり4.5万円	1回の事故につき1世帯あたり3万円

※住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合

<付属建物等特別共済金>

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円を支払います。

※自然災害共済大型タイプに加入の場合のみ対象

※住宅の加入口数が20口以上の場合

[支払要件]

共済の目的である付属工作物(門、塀、垣、カーポートなど)および付属建物(物置、納屋、車庫など)につき、下記の①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金を支払います。

- 共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が10万円を超えるとき
- 契約期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が20万円を超えるとき

●留意事項

申込日以前に生じた風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金を支払いません。

たは2.に規定する順位または順序によります。

▶ 10 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 11 契約の解除と契約の更新謝絶について

次のいずれかの場合、こくみん共済 coop <全労済>は契約を解除する場合があります。また、次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- (1)共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)共済契約関係者（契約者およびその人と生計を一にする親族、以下同様）または死亡共済金受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
 - ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含む。以下同様）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。
- (4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coop <全労済>との信頼関係が損なわれ、こくみん共済 coop <全労済>が契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。
 - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未經過契約期間（1ヶ月に満たない端日数は切り捨て）に相当する掛金をお返しします。
 - ※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等は支払いできません。

▶ 12 割り戻し金について

事業年度ごとにこくみん共済 coop <全労済>が定める基準にもとづき、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合は、割り戻し金としてお戻しします。

注意喚起情報 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合、共済金を支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。

詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載しておりますので必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

- (1)契約者、加入者、共済金受取人の故意または重大な過失、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき
 - (2)契約が解除されたとき
 - (3)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
 - (4)加入者が発効日・更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき。
- ただし、契約者は150万円、家族は契約共済金額（こくみん共済 coop <全労済>引受額）の半額または150万円の少ない額までは共済金を支払います。

▶ 2 契約が無効となる場合

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
 2. 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
 3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
 4. 加入者が発効日または更新日に契約概要「▶ 3 加入要件（45ページ）」の範囲外であったとき
 5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 6. 契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
 7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

▶ 3 契約が消滅となる場合

次の場合には、契約は消滅します。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいとなったとき（重度障害共済金が支払われた場

亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。

- ①契約者の配偶者
 - ②契約者の収入により生活を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③契約者の収入により生活を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④①から③までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族
- ※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。なお、その死亡共済金受取人が年金支払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金支払いではなく一時金での受け取り（支払い）となります。

(4)年金支払いの取扱内容

- ①年金年額が24万円を下回る場合には、年金支払いは取り扱いません。
- ②年金の種類は確定年金です。
 - ※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金を支払います。なお、支払期間は5年以上35年以下の範囲内で5年単位で設定いただきます。
 - ③年金の型は、定期型（年金の額が毎年一定）です。
 - ④年金の支払方法
 - a. 年金支払いの対象となる共済金の支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金を支払います（年1回受け取り）。
 - ※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率（予定利率等）で計算します。
 - b. 年金を分割して受け取ることができます。
 - ※年2回または4回受け取り：年金年額36万円以上、年6回受け取り：年金年額48万円以上である場合に限りです。
 - c. 年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。
 - ※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。
 - ⑤年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。
 - ⑥年金受取人が死亡した場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して支払います。

▶ 8 加入限度額を超過した契約について

こくみん共済 coop <全労済>が実施する団体定期生命共済に契約の場合、他のこくみん共済 coop <全労済>のすべての契約を合計して、こくみん共済 coop <全労済>の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約は超過分が無効となり、共済金を支払いできません。

▶ 9 共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。
 - 2.1. にかかわらず、加入者として一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。
 - (1)契約者の配偶者
 - (2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです）
 - (3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4)2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (5)3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - 3.2. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意およびこくみん共済 coop <全労済>の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
- 5.4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済 coop <全労済>に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- 7.4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.ま

<盗難共済金>

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	最高300万円
	通貨(1万円以上)	最高 20万円
	預貯金証書	最高200万円
	持ち出し家財	最高 60万円

注意喚起情報 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「盗難保障特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- 下記のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。
- ①共済の目的である家財（持ち出し家財を除く）が基本契約家財を収容する建物外にある間に生じた盗難
 - ②置き忘れ、紛失、置き引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗）その他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難
 - ③持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるもの）の盗難
 - ④火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」(43ページ)(3)、(4)、(7)～(12)

③類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反

④火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」(43ページ)(7)～(12)

契約概要 火災保障

こくみん共済 coop <全労済>「盗難保障特約」

▶ 1 盗難保障特約について

盗難保障特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 加入できる方と契約方法

火災共済のみの加入で、かつ家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

※火災共済の住宅契約のみの方および自然災害共済加入の方は、盗難保障特約に加入することができません

▶ 3 共済金をお支払いする場合

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払します（家財のみが保障対象で、住宅部分は保障の対象外となります）。

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障は、こくみん共済 coop <全労済>、損害保険会社、生命保険会社、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。（ ）は引受割合。

引受団体	保障内容		基本契約		傷害後遺障害保障特約	事故死亡上乗せ特約
	死亡・重度障害	疾病後遺障害	後遺障害	後遺障害	後遺障害	事故死亡
こくみん共済 coop<全労済>	○(50%)	—	—	—	—	—
生命保険会社	○(13%)	—	—	—	—	—
損害保険会社	—	—	○(100%)	○(30%)	○(30%)	○(30%)
全トヨタ労連	○(37%)	○(100%)	—	—	○(70%)	○(70%)

生命・後遺障害保障 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」

契約概要 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

こくみん共済 coop <全労済>引受分は、こくみん共済 coop <全労済>が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載しておりますので必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しくこくみん共済 coop <全労済>引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、「こくみん共済 coop <全労済>引受契約 共通事項」(36ページ)を参照ください。

▶ 3 加入要件

被共済者になれる方（加入できる方、以下同様）は、発効日または更新日において、当該団体の構成員（組合員（本人））とその配偶者で、次の要件(1)および(2)を満たしている方です。

(1)加入できる方の範囲

- ①満15～満64歳までの契約者（組合員）本人
- ②満64歳までの契約者の配偶者（内縁関係にある方および同性パートナー（以下「内縁関係にある方等」）を含む。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同様。）

※同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

※配偶者を被共済者とする場合には、契約者の加入が必要ですが、※契約者および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会での契約を継続した場合は最高79歳まで契約いただけます

- (2)申込日（告知日）において、健康状態に関する質問事項（「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の質問事項）に該当しない方
- 申込日（告知日）時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては、必ず申込日（告知日）をご記入ください。なお、契約を更新（継続）される方は、質問事項に該当した場合でも、これまで加入していた共済金額の範囲内で継続することができます。

(3)加入者になることができない方

- ①質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。
- ②発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - A. 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - イ. テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

▶ 4 保障額と掛金

こくみん共済 coop <全労済>は基本契約の50%を引き受けています。保障額ごとのこくみん共済 coop <全労済>引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。

(1)契約者（組合員）本人・配偶者

加入時年齢	基本契約円保障額(万円)		
	300	500	1,000
50～54歳	990円	1,650円	3,300円
55～59歳	990円	1,650円	3,300円
60～64歳	990円	1,650円	3,300円
65～69歳	1,815円	3,025円	6,050円
70～74歳	2,670円	4,450円	—
75～79歳	2,670円	4,450円	—

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がいとなった場合、死亡共済金または重度障害共済金を支払います。

死亡共済金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重度障害共済金	加入者が共済期間中に重度障がい状態となったとき(※1)

(※1)重度障がい状態とは、こくみん共済 coop <全労済>が定める身体障害等級別支払割合表(69ページ)の、第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいい、具体的には、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化（レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

▶ 6 共済金を減額してお支払いする場合

次の場合には、共済金を減額して支払います。

<重度障害共済金>

発効日・更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項における重度障害共済金の額を50%減額して支払います。
 ※契約者の場合、減額の対象となる共済金額は、集団一律加入部分の共済金額(150万円)を除いた基本契約共済金額です。

▶ 7 共済金の年金支払いについて

- (1)死亡共済金または重度障害共済金について、一時金ではなく年金形式で受け取ること（以下「年金支払い」）ができます。
- (2)年金支払いにおける年金の受取人（以下「年金受取人」）になれる方は、共済金受取人である契約者です。
- (3)(2)にかかわらず、契約者が加入者である契約において、契約者が死

合に限りです)

※共済金を契約者または死亡共済金受取人に支払う場合、未払込掛金がある場合はその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 4 生命保険料控除のしくみ

(1)生命保険料控除の対象となる共済契約
生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※1その他の親族である契約」となりますのでご注意ください。

※1内縁関係者にある方は、対象となりません。

(2)生命保険料控除の対象となる共済掛金
1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割り戻し金を差し引いた額(正味払込共済掛金額)について証明書を発行します。

[生命保険料(一般生命保険料控除)の対象契約]
・生命・後遺障害保障(こくみん共済coop<全労済>が引受けている部分)
・緩和生命保障(こくみん共済coop<全労済>が引受けている部分)
・終身生命保障

▶ 5 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに(全トヨタ労連)ゆうゆうセンターへ連絡ください。連絡がないと共済金を支払いできない場合があります。

- 1)氏名や住所が変更となった場合、契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- 2)契約者の住所を変更したとき
- 3)加入者が「▶ 3 加入要件(45ページ)」の範囲外となったとき

生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」

【商品内容のご説明】
ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。この保険は「死亡保障」「高度障がい保障」のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。当総合パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

【チェック欄】

- 保障内容はニーズに合致していますか。
ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

当総合パンフレットには、全トヨタ労働組合連合会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当総合パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

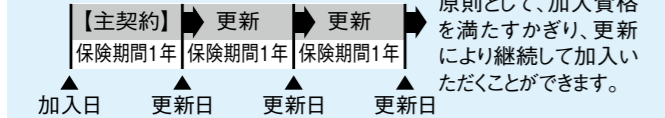
ご契約の概要について 生命保険「団体定期保険」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。

▶ 1 この保険の特徴

- この保険は、全トヨタ労働組合連合会を契約者とし、その加盟組合に所属する組合員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険は、配当精算方式を採用しております。

【しくみ図(イメージ)】



▶ 2 主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。
※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

(*)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、「加入

日」を「増額日」と読替えます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「▶ 3 保険金をお支払いしない主な場合」(48ページ)、【制度の詳細とその他取扱いについて】(48～50ページ)を必ずご確認ください。

▶ 3 保障額と保険料

保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。「ゆうゆう共済」の生命・後遺障害保障における生命保険会社引受分の保険料は以下のとおりです。

組合員(本人)・配偶者保険料(月額)	基本契約保障額(万円)	生命保険会社引受額(万円)	生命保険会社引受分保険料(円)
組合員(本人)配偶者	300	39	46
	500	65	78
	1,000	130	156

	効力発生日時時点の年齢における保障額の範囲	
	年 齢	加入できる保険金額の範囲
組合員(本人)	満69歳以下	300万円～1,000万円
	満70歳～満79歳	300万円 ・ 500万円
配偶者(内縁関係は除く)	満59歳以下	300万円～1,000万円
	満60歳～満79歳	300万円 ・ 500万円

ただし、一旦減額された場合は増額することはできません。

【配当精算方式】

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金をお支払いする仕組みの商品ですが、当制度は保険料から予め配当金見込額を差し引いた金額を組合員のみなさまから払込みいただく取扱いとしております。保険料より差し引く配当金見込額は全トヨタ労働組合連合会が立替えますが、1年後に全トヨタ労働組合連合会が受取る実際の配当金と差額が発生しても、保険料の追加徴収および配当金の返金はいたしません。

▶ 4 加入資格

以下の加入資格の他、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
(本人)退職者会移行時に団体定期保険に加入していた組合員の方で、年齢満15歳以上満64歳以下の方。

(配偶者)組合員の配偶者の方で年齢満16歳以上満64歳以下の方。
※本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での加入を継続した場合は最高満79歳まで継続加入することができます。

【退職者会制度について】

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。また、雇用延長などで満65歳時点で在職中の方については、退職の有無に関わらず退職者会へ移行していただきます。なお、保険金額の上限は、満69歳以下で最高1,000万円、満70歳以上満79歳以下で最高500万円となります。
- ※自己都合による退職の場合は、退職者会へ移行することはできません。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。また、本人が雇用延長などで退職者会へ移行した場合、配偶者も退職者会へ移行することとなります。なお、配偶者の保険金額の上限は、満59歳以下で最高1,000万円、満60歳以上満79歳以下で最高500万円となります。
- ※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。

(ご注意)

- 1)病気になるれても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 3)配偶者のみで加入することはできません。配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 4)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
- 5)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり退職者会制度に継続加入いただくことができます。

▶ 5 保険期間

●保険期間は効力発生日～2021年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

▶ 6 受取人

●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。受取人の選択がない場合は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位とします。

- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

▶ 7 配当金

この保険契約は、配当精算方式を採用しております。なお、配当精算方式については「▶ 3 保障額と保険料」を参照してください。

▶ 8 脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

▶ 9 制度運営および引受保険会社

●当制度は全トヨタ労働組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

▶ 10 ご相談窓口等

[ご相談窓口・指定紛争解決機関]につきましては50ページをご確認ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

生命保険「団体定期保険」

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱いについて」に記載しておりますのでご確認ください。
(*)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」・「加入日」を「増額日」と読替えます。

▶ 1 クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

▶ 2 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、2020年4月1日(加入日(*))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません)
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

▶ 3 保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

○原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

▶ 4 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金を支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は裏表紙に記載のゆうゆうセンターまでお問合せください。

▶ 5 制度内容の変更

●全トヨタ労働組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

▶ 6 生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削

減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

▶ 7 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当総合パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、全トヨタ労働組合連合会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに全トヨタ労働組合連合会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)

▶ 8 ご相談窓口等

[ご相談窓口・指定紛争解決機関]につきましては、50ページをご確認ください。

制度の詳細とその他取扱いについて 生命保険「団体定期保険」

この「制度の詳細とその他取扱いについて」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

▶ 1 保険金のお支払事由

【1】死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【2】高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*)2に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したもとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*)1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*)2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃく機能の機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

▶ 2 保障額と保険料

保険料は以下のとおりです。

- (1)傷害後遺障害保障特約(傷害後遺障害 引受割合 100%)
 傷害後遺障害保障特約は基本契約と同額付帯、かつ1,000万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は100%引受けとなります。

①組合員・配偶者

基本契約 保障額(万円)	損害保険 引受額(万円)	損害保険 引受分保険料(円)
300	300	130
500	500	220
1,000	1,000	440

(2)事故死亡上乗せ特約(事故死亡 引受割合 30%)

事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ1,000万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

①組合員・配偶者

基本契約 保障額(万円)	事故死亡上乗せ 特約(万円)	損害保険 引受額(万円)	損害保険 引受分保険料(円)
300	300	90	30
500	500	150	40
1,000	1,000	300	90

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金のご返りになります。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶ 2 ご相談窓口等(38ページ)までお問合せください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の職業職種
- 他の事故死亡保険契約
- (注)「他の事故死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2)ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合はゆうゆうセンターにご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- 無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ(* 1)
- 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
- 猛獣取扱者、プロボクサー等危険な職業に従事している間のケガ
- 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他見所(* 2)がないもの …など

▶ 5 ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、以下の全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。
 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

〈全トヨタ労連お問合せ先〉

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」フリーダイヤル 0120-93-2681

〈日本生命お問合せ先〉

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課 TEL 0120-982-515
 ※お問合せの際には、記号証券番号(932-6310)をお知らせください。
 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く)】
 〈指定紛争解決機関〉

- 生命・後遺障害保障の「団体定期保険」部分に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記(団体定期保険部分)>

当パンフレット(団体定期保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本一団－2019－454－11372－M(R1.9.10)

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障の「傷害後遺障害保障特約」の100%、事故死亡上乗せ特約の30%について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶ 2 ご相談窓口等(38ページ)までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
 「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」(37ページ)を参照ください。

(2)商品の仕組み

この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容(特約付帯の場合は特約含む)に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外からの作用によるもの

(3)補償内容 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

【傷害後遺障害保障特約】	
傷害後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合に、後遺障がいの程度に応じて、お引受額の4%～100%をお支払いたします。ただし、保険期間を通じ合算してお引受額が限度となります。180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定してお支払いたします。

【事故死亡上乗せ特約】

傷害死亡 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お引受額の全額をお支払いたします。
-------------	---

(4)引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額につきましては、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットでご確認ください。

いた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

▶ 3 税務上のお取扱い

税務の取扱い等については、2019年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

(1)保険料

「ゆうゆう共済」では〔配当精算方式〕を採用しています。そのため、組合員が負担する保険料の合計額(保険料から団体の立替金を控除した金額)が、一般生命保険料控除の対象です。なお、〔配当精算方式〕に関する説明は当説明書の47ページをご確認ください。
 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojyo/)
 ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 ※当ゆうゆう共済以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ゆうゆう共済のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

(2)保険金

- ・死亡保険金
 <本人>相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- <配偶者>本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- ・高度障がい保険金
 被保険者が受取人の場合、非課税です。

▶ 4 個人情報の取扱いに関する全トヨタ労働組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、全トヨタ労働組合連合会(以下、団体といいます。))を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。
 - 今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人としての旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼低下による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはしゃくの障がい

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①语音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

▶ 2 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者のご加入(* 1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払します。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払します。
 - ・戦争その他の変乱>(* 2)
- (* 1)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (* 2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払します。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(* 1)時以後に生じた場合に限り、(原因となる傷病がご加入(* 1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(* 1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(* 1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(* 1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払します。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
 (以下③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなる

亡共済金または重度障害共済金を支払います。

死亡共済金	加入者が共済期間中に死亡したとき
死亡重度障害金	加入者が共済期間中に重度障がい状態となったとき (※1)

(※1) 重度障がい状態とは、こくみん共済 coop < 全労済 > が定める身体障害等級別支払割合表(69ページ)の、第1級・第2級・第3級の2・3・4の状態をいい、具体的には、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化(レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷)を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

▶ 6 共済金を減額してお支払いする場合

(1) 加入者の自覚症状の有無にかかわらず、保障開始日または更新日(増額の場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に死亡した場合または180日以内に死亡したとき、死亡共済金または重度障害共済金の額を50%に減額してお支払いします。

▶ 7 共済金受取人について

▶ 8 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 9 契約の解除と契約の更新謝絶について

▶ 10 割戻金について

上記7～10の事項に関する詳細は、生命・後遺障害保障 契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

注意喚起情報

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

▶ 2 契約の無効となる場合

▶ 3 契約の消滅となる場合

▶ 4 生命保険料控除のしくみ

▶ 5 契約内容に関する届け出について

上記1～5の事項に関する詳細は、生命・後遺障害保障 注意喚起情報 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」(46～47ページ)を参照ください。

緩和生命保障 全トヨタ労連 「自家緩和生命共済」

全トヨタ労連は、緩和生命保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の50%について、自家緩和生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家緩和生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家緩和生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入要件

被共済者になれる方(加入できる方、以下同様)は、発効日または更新日において、当該団体の構成員(組合員(本人))とその配偶者で、次の要件(1)および(2)を満たしている方です。

(1) 加入できる方の範囲

- ① 満15～満64歳までの契約者(組合員)本人
- ② 満64歳までの契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー(以下「内縁関係にある方等」)を含む。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同様。)

※同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含まれます。

※配偶者を被共済者とする場合には、契約者の加入が必要です。ただし、契約者(組合員)が「生命・後遺障害保障」へ加入している場合は、配偶者を被共済者とすることが可能です。なお、いずれの場合も契約者(組合員)本人の加入額を超えて加入することはできません。

※契約者および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会での契約を継続した場合は最高79歳まで契約いただけます。

(2) 申込日(告知日)において、健康状態に関する質問事項(「緩和生命保障・緩和医療保障 申込書兼告知書」に記載の質問事項)に該当しない方、ただし、生命・後遺障害保障の健康状態で質問事項に該当する方に限ります。※健康状態に関する質問事項は、52ページ 緩和生命保障 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」と同内容となります。

2. 加入者になることができない方

52ページ 緩和生命保障 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」と同内容となります。

▶ 4 保障額と掛金

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

- (1) 契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
- (2) 契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合) ※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

緩和生命保障 全体概要

緩和生命保障は、こくみん共済 coop < 全労済 >、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。() は引受割合。

	基本契約(死亡・重度障害)	
	本人(組合員)、配偶者	
こくみん共済 coop < 全労済 >	(50%)	
全トヨタ労連	(50%)	

緩和生命保障 こくみん共済 coop < 全労済 >

「団体定期生命共済」

契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

こくみん共済 coop < 全労済 > 引受分は、こくみん共済 coop < 全労済 > が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載しておりますので必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しくこくみん共済 coop < 全労済 > 引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、「こくみん共済 coop < 全労済 > 引受契約 共通事項」(36ページ)を参照ください。

▶ 3 加入要件

被共済者になれる方(加入できる方、以下同様)は、発効日または更新日において、当該団体の構成員(組合員(本人))とその配偶者で、次の要件(1)を満たしている方です。

(1) 加入できる方の範囲

- ① 満15～満64歳までの契約者(組合員)本人
- ② 満64歳までの契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー(以下「内縁関係にある方等」)を含む。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同様。)

※同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含まれます。

※配偶者を被共済者とする場合には、契約者の加入が必要です。※契約者および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会での契約を継続した場合は最高79歳まで契約いただけます。

(2) 加入者になることができない方

- ① 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。
- ② 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - A. 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - イ. テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

▶ 4 保障額と掛金

こくみん共済 coop < 全労済 > は基本契約の50%を引き受けています。保障額ごとのこくみん共済 coop < 全労済 > 引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。

(1) 契約者(組合員)本人・配偶者

基本契約保障額(万円)	こくみん共済 coop < 全労済 > 引受額(万円)	こくみん共済 coop < 全労済 > 引受分掛金(円)			
		15～39歳	40～64歳	65～69歳	70～79歳
300	150	210	1,260	2,340	3,450
500	250	350	2,100	3,900	5,750
1,000	500	700	4,200	7,800	—

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がいとなった場合、死

交付された等級	共済金の額(契約額※×下記割合)	
	※500万円または「基本契約加入額」のいずれか少ない金額	
1級または2級	100%	
3級	50%	
4級	30%	
5級	10%	
6級	5%	

(3) 事故死亡共済金(事故死亡上乘せ特約)

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の共済期間を含む)に死亡した場合、事故死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いはこちらのこくみん共済 coop < 全労済 > と同様となります。詳細は 契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

▶ 7 割戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は保険料控除の対象となります。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生時の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生時の状況および被害の程度を全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

< 各共済金に共通 >

契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき

< 死亡共済金・重度障害共済金 >

加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき

< 事故死亡共済金 >

- (1) 加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき
- (2) 加入者の精神障がい、泥酔によるとき
- (3) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)、腰・背痛など他覚症状のないとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

< 重度障害共済金 >

発効日・更新日(増額の場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障がいになったとき、共済金額の50%を減額してお支払いします。

< 疾病後遺障害共済金 >

- (1) 生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- (2) 疾病後遺障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

< 事故死亡共済金 >

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

- (1) 事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- (2) 事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- (3) 正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響
- (4) 正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1) 契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「▶ 3 加入要件」(51ページ)の範囲外であったとき
- (2) 契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
- (3) 契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
- (4) 契約者が発効日・更新日にすでに退職していたときただし、ゆうゆう共済退職者会契約へ移行した場合を除く
- (5) 共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)
- (6) 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (7) 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- (8) 契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

(※1) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。

(※2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注) すでに存在していた身体の障がいや病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

上記3～10の詳細は、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書(共通事項)」(37～39ページ)を参照ください。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連 「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の37%、「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乘せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入要件

生命・後遺障害保障 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」の同項目と同様です。本説明書45ページを参照してください。

▶ 4 保障額と掛金

保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

[1] 基本契約(疾病後遺障害保障含む)

① 組合員・配偶者掛金

加入時年齢	基本契約円保障額(万円)		
	300	500	1,000
50～54歳	215円	358円	616円
55～59歳	332円	553円	1,006円
60～64歳	1,160円	1,932円	3,764円
65～69歳	2,075円	3,458円	6,816円
70～74歳	3,024円	5,040円	—
75～79歳	3,024円	5,040円	—

[2] 事故死亡上乘せ特約

組合員・配偶者掛金

基本契約保障額(万円)	事故死亡上乘せ特約(万円)	全トヨタ労連引受額(万円)	全トヨタ労連引受掛金(円)
300	300	210	70
500	500	350	100
1,000	1,000	700	210

※事故死亡上乘せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち全トヨタ労連は70%を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1) 死亡共済金・重度障害共済金

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい(45ページこくみん共済 coop < 全労済 > 規定と同内容)となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

(2) 疾病後遺障害共済金

前項の重度障がい(該当しない病気による身体障がいについて、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもとづいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金とは次表のとおりです。この等級は身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもとづいた等級をいいます。

▶ 12 共済金のお支払いについてのご注意

契約	共済金	支払事由	支払額	支払事由の概要
総合タイプ 主契約	死亡 共済金 および 重度障害 共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害 共済金 重度障がい となったとき	死亡・ 重度障害 共済金額	①死亡共済金 共済期間中に死亡したとき ②重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害 または発病した疾病を原因 因として共済期間中に 重度障がい※1となったとき ※加入者の余命が6ヵ月 以内と判断された場合に は、死亡共済金にか えて「リビングニーズ」共 済金を請求ができます。
災害 死亡 特約	災害死亡 共済金 および 障害 共済金	①災害死亡 共済金 不慮の事故 等により死 亡したとき ②障害共済金 不慮の事故 等により重 度障がいと なったとき	災害死亡 特約 共済金額 ※基本契約の 死亡共済金 または重度 障害共済金 に追加して 支払います。	①災害死亡共済金 共済期間中に発生した 不慮の事故等※2を直 接の原因として共済期 間中に死亡したとき ②障害共済金 共済期間中に発生した 不慮の事故等を直接の 原因として共済期間中に 重度障がいとなったとき

(※1) 「重度障がい」状態とは、こくみん共済 coop < 全労済 > が定める身体障害等級別支払割合表(69ページ)の第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいいます。

(※2) 「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、およびこくみん共済 coop < 全労済 > 所定の感染症をいいます。

▶ 13 掛金の払込方法と払込場所について

この事項に関する詳細は、「ゆうゆう共済」全保障(全引受団体)共通事項(33ページ)を参照ください。

▶ 14 掛金の払込免除について

- 掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ共済期間中に所定(労働者災害補償保険法に定める障害等級表3級の1.5～6級に連動)の状態になったとき
- 前記(1)に該当しなくなったときは、以後の共済掛金の払い込み免除はしません(掛金の払い込みを再開していただきます)。
- 次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
 - ① 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
 - ② 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為
 - ③ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ④ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑤ 加入者の精神障がいまたは泥酔
 - ⑥ 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)腰・背痛で他覚症状のないもの
 - ⑦ 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないことがあります。

▶ 15 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

▶ 16 共済金受取人について

上記15、16の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

注意喚起情報 こくみん共済 coop < 全労済 > 「終身生命共済」

▶ 1 加入申込書および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
- 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。
- 健康診断書の提出が必要な場合
次の場合には、「質問表」へのご回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。
 - (ア) 満61歳以上満66歳未満の方で病気等死亡・重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満55歳以上満61歳未満の方で病気等死亡・重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき
 - (イ) 過去2年以内にこくみん共済 coop < 全労済 > の事業規約「終身生命共済」・「個人長期生命共済」にもつく商品プラン・タイプに加入されたことがある場合には、その病気等死亡・重度障害共済金額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

▶ 7 契約できる共済金の限度について(54ページ)を参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

▶ 7 契約できる共済金の限度について

- 終身生命保障に契約できる申込額は、基本保障300万円または500万円です。
- こくみん共済 coop < 全労済 > の契約にすでにご加入の方については、共済金を制限させていただくことがあります。
- 基本契約保障額、災害特約、災害死亡特約に関する加入限度

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約保障)	災害特約および 災害死亡特約
満0歳～満14歳	500万円	500万円
満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
満61歳～満70歳	500万円	500万円

< 共済金額を制限する職業に従事されている方 >

▶ 6 一部のご職業について(加入限度について)(54ページ)の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約保障)	災害特約および 災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
	満0歳～満14歳	500万円	500万円
B	満15歳～満60歳	2,000万円	
	満61歳～満70歳	500万円	
C	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
	満61歳～満70歳	500万円	500万円

< 重度障がい状態の方 >

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約保障)	災害特約および 災害死亡特約
満0歳～満70歳	200万円	200万円

▶ 8 掛金額

終身生命保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な金額は「当総合パンフレット(22ページ)」を参照ください。

▶ 9 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

▶ 10 規約の変更

- こくみん共済 coop < 全労済 > は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、契約内容とした内容を変更する必要が生じた場合等には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限ります。

(1)の場合には、この会は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知します。

▶ 11 共済金のご請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターを通じてこくみん共済 coop < 全労済 > へ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、遅滞なく共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金を支払うことができません)。

※共済金が請求いただける期間は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。

※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。

終身生命保障 こくみん共済 coop < 全労済 > 「終身生命共済」

このパンフレットに記載されている内容は2019年8月1日発効以降にご加入された契約に関する内容です。それ以前のご契約に関する内容はお加入時の総合パンフレット・重要事項説明書にてご確認ください。このご契約の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop < 全労済 > までお問い合わせください。

契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

終身生命保障は、こくみん共済 coop < 全労済 > が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」にもとづき実施します。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載してありますので必ず内容をご確認ください。

引受団体	基本契約		災害死亡特約	
	死亡	重度障がい	災害死亡	災害重度障がい
こくみん共済 coop < 全労済 >	100%		100%	

▶ 2 ご加入にあたって

契約は「全トヨタ労働組合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しくこくみん共済 coop < 全労済 > の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、「こくみん共済 coop < 全労済 > 引受契約 共通事項(36ページ)」を参照ください。また、質問表に該当する場合またはこくみん共済 coop < 全労済 > が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)

(1)契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー(以下「内縁関係にある方等」)を含む。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同様。)
※同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2)新規加入年齢について

当総合パンフレット(21ページ)を参照ください。

▶ 4 共済商品について

事業規約	終身生命共済
共済商品名称	せいめい共済 終身生命プラン 基本タイプ

「終身生命保障」は一生継続遺族保障です。終身生命保障は共済期間(契約期間)が終身であるため契約の更新はありません。

▶ 5 共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

(1)共済期間

基本契約の共済期間(契約期間)は終身となります。
※[災害特約、災害死亡特約]については、加入者の年齢が満80歳となった日の直後に到来する発効日の年応当日の前日までとなります。

(2)掛金払込期間

①基本契約の掛金は、5年から40年までの範囲で、かつ満59歳までに払い込みを終えていただきます。ただし、ご加入時の年齢によって次のとおりとなります。

ご加入時の年齢	払込方法
0～19歳	払込期間40年
20～54歳	払込満了年齢59歳

②災害死亡特約の掛金は、上記の掛金払込期間中は、基本契約の掛金と同時に払い込んでいただきます。また、払込満了から満80歳までの共済期間(契約期間)の掛金は、払込満了時に別途一括して払い込んでいただきます(こくみん共済 coop < 全労済 > 所定の利率で割り引きます。なお、利率は変動する場合があります)

▶ 6 一部のご職業について(加入限度について)

- (1)保障開始日において、次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。
 - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
 - ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- (2)加入者の職業が次表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただきますことがあります。

保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

(1)契約者(組合員)本人・配偶者

全トヨタ労連	50%	15～34歳	41円	68円	135円
		35～39歳	43円	72円	143円
		40～44歳	23円	38円	76円
		45～49歳	23円	38円	76円
		50～54歳	209円	349円	697円
		55～59歳	368円	612円	1,224円
		60～64歳	1,486円	2,476円	4,951円
		65～69歳	2,723円	4,538円	9,076円
		70～74歳	4,005円	6,676円	—
		75～79歳	4,005円	6,676円	—

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金・重度障害共済金

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい(52ページこくみん共済 coop < 全労済 > 規定と同内容)となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いは46ページ 生命・後遺障害保障 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」と同内容となります。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家緩和生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家緩和生命共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家緩和生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

< 死亡共済金・重度障害共済金 >

- (1) 契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき
- (2) 加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

- (1) 加入者の自覚症状の有無にかかわらず、保障開始日または更新日(増額の場合)時点、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に死亡した場合または重度障がいになったときは、死亡共済金または重度障害共済金の額を50%に減額してお支払いします。

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1) 契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「▶ 3 加入要件」(52ページ)の範囲外であったとき
- (2) 契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
- (3) 契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
- (4) 契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき
ただし、ゆうゆう共済退職者契約へ移行した場合を除く
- (5) 共済金額が最高限度を超えたとき(超過分が無効)
- (6) 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (7) 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- (8) 契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

- (1) 契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
- (2) 契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合)
※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

【ご提出いただく健康診断書の種類】

次のいずれかのコピーを提出してください。

(ア)勤務先の定期健康診断書 (イ)基本・特定健康診査結果表

(ウ)人間ドック成績表

※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものが重要です。

＜告知義務について＞

- (1)共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこで契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がい状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
- (2)加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴(病名や治療期間など)など、こくみん共済coop<全労済>がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- (3)告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、こくみん共済coop<全労済>は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金を支払うことはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 2 解約と解約返戻金について

- (1)契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。
- (2)契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。
- (3)終身生命プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金を低く設定した商品です。

＜解約返戻金について＞

解約返戻金の額は契約年齢、性別、経過年数などによって異なります。

▶ 3 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者は次の場合、直ちにゆうゆうセンターへ連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- (2)契約者の住所を変更したとき
- (3)続柄が変更となったとき
- (4)海外に長期滞在することになったとき
- (5)契約者が死亡されたとき

▶ 4 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載してありますので必ず内容をご確認ください。 ※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)すべての共済金
 - ①加入者の犯罪行為
 - ②加入者・契約者・共済金受取人の故意
 - ③契約が解除された場合
 - ④契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
- (2)死亡・重度障がいを原因とする共済金
 - ①発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為
 - ②発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
- (3)不慮の事故を原因とする共済金
 - ①加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失
 - ②加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故
 - ③無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故
 - ④原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など ※重度障害共済金と死亡共済金については、重複して支払いません。

【リビングニーズ共済金】

- (1)指定代理請求人の故意によるとき
- (2)死亡共済金または重度障害共済金をすでに支払っていたとき。リビングニーズ共済金をお支払いする前に死亡共済金または重度障害共済金の請求をされたとき(リビングニーズ共済金は死亡共済金または重度障害共済金と重複して支払いません)

▶ 5 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2)加入者が発効日に契約概要「▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)」の範囲外であったとき
- (3)契約のお申し込みの際し、加入者の同意を得ていなかったとき

(4)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき

(5)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分

(6)契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

▶ 6 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または加入者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、こくみん共済coop<全労済>の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくはこくみん共済coop<全労済>までお問合わせください。

▶ 7 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくはこくみん共済coop<全労済>までお問合わせください。

▶ 8 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金を支払われた場合に限り)

▶ 9 掛金の生命保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である契約」となりますのでご注意ください。 ※内縁関係にある方は対象なりません。

▶ 10 納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

▶ 11 契約の解除について

上記11の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済coop<全労済>「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障は、損害保険会社、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	保障内容		基本契約		医療上乘せ特約			三大疾病特約		
	入院	手術	その他の基本契約に属する保障		通院見合分	長期入院	先進医療	入院	手術	診断
損害保険会社	○(100%)	—	—		○(50%)	—	○(100%)	○(50%)		
全トヨタ労連	—	—	○(100%)		○(50%)	—	—	○(50%)		

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

契約概要 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶ 2 ご相談窓口等(38ページ)までお問合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>(37ページ)」を参照ください。
- (2)商品の仕組み
＜基本契約・医療上乘せ特約＞
被保険者が保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます)によるケガにより入院された場合、または手術を受けられた場合、放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。
＜三大疾病特約＞
被保険者が保険期間中に発病した三大疾病であると診断され入院された場合、または手術を受けられた場合、放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。
- (3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)
 - ①基本契約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)
疾病手術・放射線治療保険金	被保険者が病気の治療を目的として、病院または診療所で手術または放射線治療を受けられたとき (注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては支払の制限があります。	手術の種類により、疾病入院保険金日額×倍率 ① 所定の重大手術 40倍 ② ①以外の手術で入院中に受けた手術 20倍 ③ ①・②以外の手術 5倍 ④ 放射線治療 10倍
傷害入院保険金	被保険者がケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷病入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)
傷害手術保険金	被保険者がケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で手術を受けられたとき (注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の最も高い1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては支払の制限があります。	手術の種類により、傷害入院保険金日額×倍率 ① 所定の重大手術 40倍 ② ①以外の手術で入院中に受けた手術 20倍 ③ ①・②以外の手術 5倍

②医療上乘せ特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の額
長期入院保障	被保険者が病気またはケガの治療を直接の目的として、継続して90日または180日以上入院されたとき	基本契約の入院保険金日額×60倍 (60万円が限度)
先進医療費用保障	被保険者が、病気またはケガにより、日本国内で先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術料の金額 【2,000万円が限度】および 先進医療一時金5万円
通院見合分保障	当保障の基本契約「疾病入院保険金」または「傷害入院保険金」の支払対象となる入院をされたとき(普通保険約款に定める「1回の入院」について1回限りのお支払いとなります。)	基本契約の入院保険日額×30%×10倍 【3万円が限度】

③三大疾病特約

■「三大疾病」の定義

悪性新生物(※1)	悪性腫瘍細胞の存在、組織の無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(※2)で、かつ次の●に掲げるものをいいます。 ●口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> ●消化器の悪性新生物<腫瘍> ●呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> ●骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> ●皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>(C43-C44)の中の「皮膚の悪性黒色腫」 ●中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> ●乳房の悪性新生物<腫瘍> ●女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> ●男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> ●腎尿路の悪性新生物<腫瘍> ●眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> ●甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> ●部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> ●リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの ●独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> ●真正赤血球増加症<多血症> ●骨髄異形成症候群 ●リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち「慢性骨髄増殖性疾患」・「本態性(出血性)血小板血症」・「骨髄線維症」・「慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]」(※1 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」)の中の新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。 ／3…悪性、原発部位 /6…悪性、転移(続発)部位 /9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳) (※2 上皮内新生物および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除きます。)
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少によって、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として①～③のすべてを満たすもので、かつ、次の●に掲げるものをいいます。 ①典型的な胸痛の病歴 ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇 ●虚血性心疾患(I20—I25)のうち「急性心筋梗塞」・「再発性心筋梗塞」
脳卒中	脳血管の異常(※3)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病で、かつ、次の●に掲げるものをいいます。(※3 脳組織の梗塞および出血ならびに頭蓋外部からの塞栓をふくみます。) ●脳血管疾患(I60—I69)のうち「くも膜下出血」・「脳内出血」・「脳梗塞」
上皮内新生物等	●上皮内新生物(※4) ●皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>(C43—C44)のうち「皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>(※5) (※4 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」)の中の新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。 ／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性) (※5 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」)の中の新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。 ／3…悪性、原発部位 /6…悪性、転移(続発)部位 /9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳)

(注)平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の額
診断保険金 (診断保障) 急性心筋梗塞 診断保険金	被保険者が保険期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に急性心筋梗塞を発病し、冠状動脈に狭窄(きょうさく)または閉塞があることが心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始したとき	
脳卒中 診断保険金	被保険者が保険期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に脳卒中を発病し、それにより言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CTまたはMRIによってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始したとき	三大疾病入院保険金 日額×100倍 ※保険期間のうち1回のみ お支払い ※生涯の回数制限無し
悪性新生物 診断保険金	●被保険者が悪性新生物に生後をはじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定され、その治療を目的として初めて入院を開始したとき。●初年度契約から継続前契約までの連続したいずれかの保険期間中に既に診断確定された悪性新生物が治療または寛解状態となり、その後初めて悪性新生物が再発または転移したと診断確定され、その治療を直接の目的として初めて入院を開始したとき。●初年度契約から継続前契約までの連続したいずれかの保険期間中に既に診断確定された悪性新生物とは関係なく、新たに悪性新生物が診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始したとき。(※●に該当した場合でも、上記●に該当する最終の診断確定日から1年間は保険金をお支払いしません。※上述の規定にかかわらず保険金支払事由に該当する場合で、その原因が乳房の悪性新生物の場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に該当した場合は保険金をお支払いしません。)	
上皮内新生物等 診断保険金	●被保険者が上皮内新生物等に生後をはじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。●初年度契約から継続前契約までの連続したいずれかの保険期間中に既に診断確定された上皮内新生物等が治療または寛解状態となり、その後初めて上皮内新生物等が再発または転移したと診断確定されたとき。●初年度契約から継続前契約までの連続したいずれかの保険期間中に既に診断確定された上皮内新生物等とは関係なく、新たに上皮内新生物等が新たに生じたと診断確定されたとき。(※●に該当した場合でも、上記●に該当する最終の診断確定日から1年間は保険金をお支払いしません。)	三大疾病入院保険金 日額×10倍 ※保険期間のうち1回のみ お支払い ※生涯の回数制限無し
三大疾病入院保障		三大疾病入院保険金 日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)
三大疾病入院 保険金	被保険者が三大疾病の治療を直接の目的として入院されたとき	
三大疾病手術保障		手術の種類により、三大疾病入院保険金日額×倍率 ① 所定の重大手術 40倍 ② ①以外の手術で入院中に受けた手術 20倍 ③ ①・②以外の手術 5倍 ④ 放射線治療 10倍
三大疾病手術・ 放射線治療保険金	被保険者が三大疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所で手術または放射線治療を受けられたとき (注) 時期を同じくして2つ以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては支払の制限があります。	

【基本契約・医療上乗せ特約・三大疾病特約共通のご注意】

- 手術とは、次の①～③のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、造血幹細胞移植 ③先進医療に該当する診療行為(※1)
●放射線治療とは、病気の治療を直接の目的とする次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射および電磁波温熱療法。ただし、血液照射は除きます。②先進医療に該当する放射線照射および電磁波温熱療法
●先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。
●1回の入院(1入院)とは次の①～③のいずれかに該当する入院をいいます。①入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院②入院を2回以上した場合は、それぞれの入院の原因となった身体障害が同一のとき、または医学上重要な関係(※2)があるときは、

- それらの入院を合わせた入院。ただし、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払われることとなった最終の入院が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に開始した入院については、前の入院とは異なった入院とみなします。③被保険者は保険金の支払われる入院期間中にさらに保険金を支払うべき身体障害を被った場合は、当初の保険金を支払うべき入院とその後保険金を支払うべき身体障害による入院とを合わせた入院。
※1 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合等の操作を加えることをいいます。
※2 たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患・腎臓疾患等の関係や、胃がんとその転移による肝臓がんととの関係等をいいます。
(4)引受条件(ご契約金額等)
①ご契約金額(入院保険日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
②新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保障額と保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別の保険料となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

(1)基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料

満年齢 (保障開始日時点)	契約入院日額			
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
0歳～59歳	580円	970円	1,540円	1,930円
60歳～79歳	1,560円	2,600円	4,160円	5,200円

(2)医療上乗せ特約

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
長期入院保障	長期入院保障額(万円)	18	30	48	60
	共栄火災引受額(万円)	上記長期入院保障額の50%			
先進医療費用保障	先進医療費用保障額(万円)	最高2,000			
	共栄火災引受額(万円)	上記先進医療費用保障額の100%			
通院見合分保障	入院一時金保障額(円)	9,000	15,000	24,000	30,000
	共栄火災引受額(円)	上記入院一時金保障額の50%			
共栄火災引受分 保険料(円)	発効日満年齢 0～59歳	100	140	190	230
	発効日満年齢 60～79歳	180	270	410	510

(3)三大疾病特約

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
診断保障	診断保障額(万円)	30	50	80	100
	共栄火災引受額(万円)	上記診断保障額の50%			
三大疾病入院保障	三大疾病入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	共栄火災引受額(円)	上記三大疾病入院保障額の50%			
三大疾病手術保障	三大疾病手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	共栄火災引受額(万円)	上記三大疾病手術保障額の50%			
共栄火災引受分 保険料(円)	発効日満年齢 0～59歳	150	260	400	510
	発効日満年齢 60～79歳	550	930	1,480	1,850

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶2 ご相談窓口等(38ページ)までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

①ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

- ①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障がいについて保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

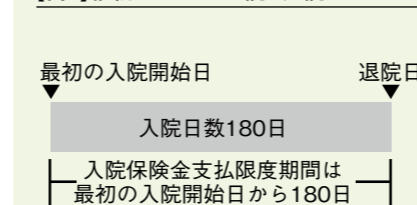
- 被保険者の生年月日・満年齢・性別
 - 被保険者の職業職種
 - 質問表回答欄にご記入いただく事項
- ②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。
- ③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由で身体障害を被った場合
 - ①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらの類似の事変または暴動(※1) ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(※1) ⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(※1) ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※2)のないもの
- 以下のケガによる身体障がいを被った場合
 - ①無資格または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、も

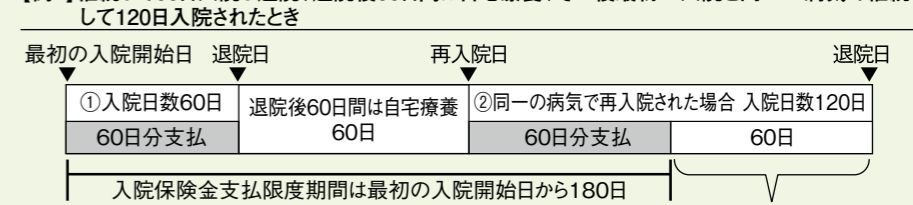
お支払例(入院保険金支払限度期間180日)

【例1】継続して180日入院し退院されたとき



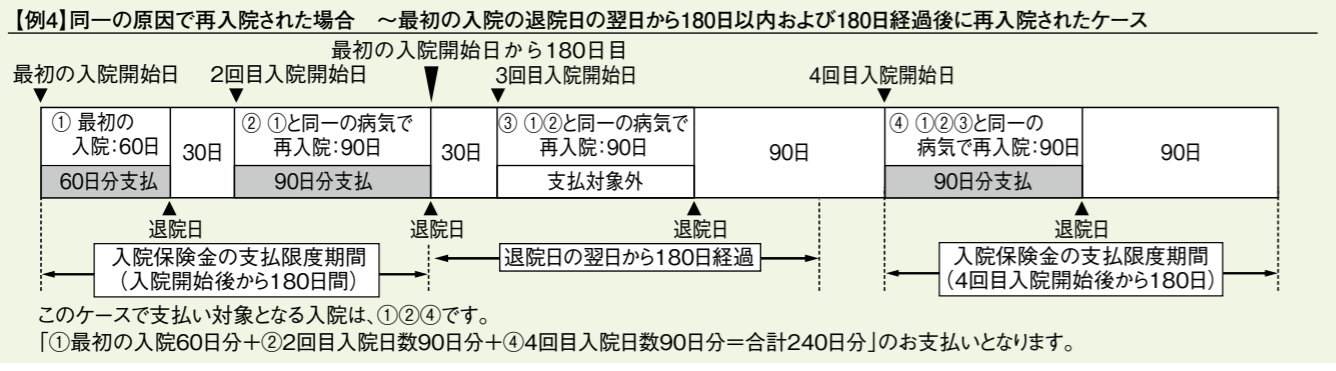
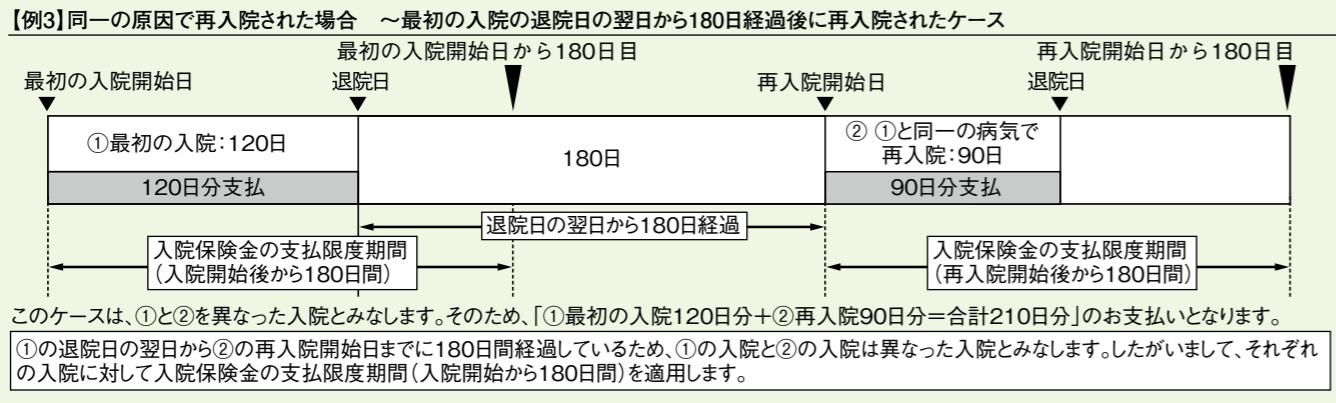
◎入院保険金は180日分のお支払いとなります。

【例2】継続して60日入院し退院、退院後60日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して120日入院されたとき



入院保険金支払限度期間(180日)を経過した後の入院のため保険金支払の対象となりません。

◎入院日数の合計は180日ですが、入院保険金支払限度期間が180日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の60日分+②再入院日数の60日分(120日-60日)=合計120日分」のお支払いとなります。



入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

- ▶ 1 引受団体と根拠規程について
全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。
- ▶ 2 契約の方法
契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。
- ▶ 3 加入できる方
損害保険会社が引受ける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方
- ▶ 4 保障額と掛金
全トヨタ労連は「医療上乗せ特約(先進医療を除く)」、「三大疾病特約」の50%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。

(1)医療上乗せ特約

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
長期入院保障	長期入院保障額(万円)	18	30	48	60
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記長期入院保障額の50%			
通院見合分保障	入院一時金保障額(円)	9,000	15,000	24,000	30,000
	全トヨタ労連引受額(円)	上記入院一時金保障額の50%			
全トヨタ労連引受分掛金(円)	発効日満年齢 0~59歳	60	90	160	190
	発効日満年齢 60~79歳	150	240	360	450

(2)三大疾病特約

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
診断保障	診断保障額(万円)	30	50	80	100
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記診断保障額の50%			
三大疾病入院保障	三大疾病入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	全トヨタ労連引受額(円)	上記三大疾病入院保障額の50%			
三大疾病手術保障	三大疾病手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記三大疾病手術保障額の50%			
全トヨタ労連引受額分掛金(円)	発効日満年齢 0~59歳	160	250	410	500
	発効日満年齢 60~79歳	560	920	1,480	1,850

- ▶ 5 共済金をお支払いする場合
- (1)国内臓器移植保障(2020年4月新設)
加入者本人が共済期間中に日本国内で、次のすべての要件を満たす移植術を受けた場合に、加入者の生涯で1回に限り、国内臓器移植共済金として100万円をお支払いします。
①次に掲げるいずれかの移植術であること。
・心臓、肺、肝臓、膵臓、小腸、腎臓、眼球の移植術。
②公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)のコーディネートにより行われた移植術であること(眼球移植術を除く)。
- (2)海外心臓移植保障(2020年4月新設)
加入者本人、加入者本人の両親、加入者本人の子どもが、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)に心臓移植の希望登録を行った後、国内臓器移植が受けられないことにより、共済期間中に心臓移植を目的として米国に渡航した場合に、海外心臓移植共済金として1,000万円をお支払いします。(心臓移植を目的として米国に渡航された方に生涯で1回限りの支払いとなります。)
- (3)骨髄ドナー提供者保障(2020年4月新設)
加入者本人、加入者本人の両親、加入者本人の子ども、加入者本人の兄弟姉妹が日本国内で、骨髄または末梢血幹細胞を採取、提供し、採取日または採取に伴う入院期間が共済期間中である場合、1回の提供に対して1回に限り骨髄ドナー提供者共済金として10万円をお支払いします。

- (4)難病指定保障(2020年4月新設)
加入者本人が共済期間中に、厚生労働省が認める指定難病と診断され、難病法による難病医療費等助成制度の対象と初めてなった場合に、加入者の生涯で1回に限り難病指定共済金として10万円をお支払いします。
 - (5)医療上乗せ特約
- | 共済金の種類 | 共済金を支払う場合・共済金の額 |
|---------|---|
| 長期入院保障 | ●取扱いは損害保険会社引受契約と同様です。
[入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」]
※共済金については、本特約における全トヨタ労連通院見合分共済金保障引受分を共済金としてお支払いします。 |
| 長期入院共済金 | |
| 通院見合分保障 | |

- (6)三大疾病特約
- 「三大疾病」の定義→取扱いは共栄火災引受契約と同様です。
- | 共済金の種類 | 共済金を支払う場合・共済金の額 |
|-----------------|---|
| 三大疾病診断共済金(診断保障) | ●取扱いは損害保険会社引受契約と同様です。
[入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」]
※共済金については、本特約における全トヨタ労連保障引受分を共済金としてお支払いします。 |
| 急性心筋梗塞診断共済金 | |
| 脳卒中診断共済金 | |
| 悪性新生物診断共済金 | |
| 三大疾病入院保障 | |
| 三大疾病手術保障 | |

- ▶ 6 共済金受取人
- (1)医療上乗せ特約、三大疾病特約、国内臓器移植保障(2020年4月新設)、難病指定保障(2020年4月新設)
詳細については、損害保険会社引受契約重要事項説明書「共通事項」(38ページ、保険金の請求・死亡保険金受取人)を参照ください。
- (2)海外心臓移植保障(2020年4月新設)
受取人は契約者(組合員)とする。
- (3)骨髄ドナー提供者保障(2020年4月新設)
受取人は骨髄ドナー提供者本人とする。
- ▶ 7 割り戻し金について
全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。
- ▶ 8 共済掛金の保険料控除
全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

- ▶ 1 告知義務等
注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」(58ページ 告知義務等)を参照ください。
- ▶ 2 共済金をお支払いできない場合(免責)
- (1)医療上乗せ特約、三大疾病特約
注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」(58ページ 保険金をお支払いできない主な場合)を参照ください。
- (2)国内臓器移植保障(2020年4月新設)
●公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)を介さずに臓器移植を受けた場合(眼球移植を除く)
●生体間移植により臓器移植を受けた場合
●日本国外で臓器移植を受けた場合
- (3)海外心臓移植保障(2020年4月新設)
●公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)を介さずに海外心臓移植を受けた場合
- (4)骨髄ドナー提供者保障(2020年4月新設)
●日本国外で骨髄または末梢血幹細胞を採取してドナーとして提供した場合
- (5)難病指定保障(2020年4月新設)
●指定難病以外の難病となった場合
●難病医療費等助成制度の対象とならず、特定医療費受給者証の発行がなされない場合

- ▶ 3 クーリングオフ(加入のお申込みの撤回等)
 - ▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)
 - ▶ 5 脱退時の手続き・返れい金
 - ▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは
 - ▶ 7 保険会社破綻時の取扱い
 - ▶ 8 お客様に関する情報の取扱い
 - ▶ 9 ご注意いただきたいこと
 - ▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと
 - ▶ 11 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください事項)
- 上記3~11の詳細は、「損害保険会社引受契約 重要事項説明書(共通事項)」(37~39ページ)を参照ください。

緩和医療保障 全体概要

緩和医療保障は、損害保険会社、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	基本契約		
	入院	手術	先進医療費用
損害保険会社	○(50%)	○(100%)	○(100%)
全トヨタ労連	○(50%)	—	—

緩和医療保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)(引受緩和特約)」

契約概要 損害保険会社「医療保険(1年契約用)(引受緩和特約)」
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>」のご相談窓口等(38ページ)までお問合せください。

- ▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等
- (1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>(37ページ)」を参照ください。
- (2)商品の仕組み
被保険者が保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます)によるケガにより入院された場合、または手術を受けられた場合、放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。また、被保険者が保険期間中に病気またはケガにより、日本国内で先進医療による療養を受けた場合に保険金をお支払いします。なお、保険期間の開始前に発病した疾病または発生した事故によるケガについて、保険期間中に悪化した場合、医学上重要な関係(※)にある疾病の発病や事故によるケガにより入院された場合、もしくは手術または放射線治療を受けられた場合、日本国内で先進医療による療養を受けられた場合も保険金をお支払いします。
※たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患・腎臓疾患等の関係や、胃がんとその転移による肝臓がんとの関係等をいいます。
- (3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数(1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)
疾病手術・放射線治療保険金	被保険者が病気の治療を目的として、病院または診療所で手術または放射線治療を受けられたとき (注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては支払の制限があります。	手術の種類により、疾病入院保険金日額×倍率 ①所定の重大手術 40倍 ②①以外の手術で入院中に受けた手術 20倍 ③①・②以外の手術 5倍 ④放射線治療 10倍
傷害入院保険金	被保険者がケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷病入院保険金日額×入院日数(1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)
傷害手術保険金	被保険者がケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で手術を受けられたとき (注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の最も高い1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては支払の制限があります。	手術の種類により、傷害入院保険金日額×倍率 ①所定の重大手術 40倍 ②①以外の手術で入院中に受けた手術 20倍 ③①・②以外の手術 5倍
先進医療保険金および先進医療一時金	被保険者が、病気またはケガにより、日本国内で先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術料の金額【2,000万円が限度】および先進医療一時金5万円

(注)●手術とは、次の①~③のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為
②公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、造血幹細胞移植
③先進医療に該当する診療行為(※1)
●放射線治療とは、病気の治療を直接の目的とする次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。

緩和医療保障 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」

契約概要 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家緩和医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受ける緩和医療保障へ加入できる方

▶ 4 保障額と掛金

掛金は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別の掛金となります。契約額ごとの掛金は以下のとおりです。

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
入院保障	入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	全トヨタ労連引受額(円)	上記入院保障額の50%			
手術保障	手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記手術保障額の50%			
全トヨタ労連引受分 保険料(円)	発効日満年齢0～59歳	290	490	770	970
	発効日満年齢60～79歳	780	1,300	2,080	2,600

▶ 5 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合・共済金の額
疾病入院共済金	●取扱いは損害保険会社引受契約と同様です。 [緩和医療保障「医療保険(1年契約用) (引受緩和特約) 契約概要」]を参照ください。 ※共済金については、全トヨタ労連保障引受分を共済金としてお支払します。
疾病手術・放射線治療共済金	
傷害入院共済金	
傷害手術共済金	

▶ 6 共済金受取人について

「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」(38ページ)の請求・死亡保険金受取人)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家緩和医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家緩和医療共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」

▶ 1 告知義務等

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用) (引受緩和特約)」

終身医療保障 こくみん共済 coop <全労済> 「終身生命共済」

このパンフレットに記載されている内容は2019年8月1日発効以降にご加入された契約に関する内容です。それ以前のご契約に関する内容はご加入時の総合パンフレット・重要事項説明書にてご確認ください。このご契約の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認ください事項を記したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop <全労済> までお問い合わせください。

契約概要 こくみん共済 coop <全労済>「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

終身医療保障は、こくみん共済 coop <全労済> が定める「終身生命共済事業規約」[「同細則」]にもとづき実施します。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載してありますので必ず内容をご確認ください。

引受団体	保障内容		基本契約	
	入院	手術	入院	手術
こくみん共済 coop <全労済>			100%	

▶ 2 ご加入にあたって

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しくこくみん共済 coop <全労済> の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、「こくみん共済 coop <全労済> 引受契約共通事項」(36ページ)を参照ください。また、質問表に該当する場合またはこくみん共済 coop <全労済> が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)

- 1) 契約者本人との続柄が次の範囲内である方
 - ① 契約者ご本人
 - ② 契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー(以下「内縁関係にある方等」)を含む。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同様。)
- ※ 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継

(61ページ告知義務等)を参照ください。

▶ 2 共済金をお支払いできない場合(免責)

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用) (引受緩和特約)」(61ページ)の請求・死亡保険金受取人)を参照ください。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

▶ 11 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください事項)

上記3～11の詳細は、損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>(37～39ページ)を参照ください。

終身医療保障 こくみん共済 coop <全労済> 「終身生命共済」

このパンフレットに記載されている内容は2019年8月1日発効以降にご加入された契約に関する内容です。それ以前のご契約に関する内容はご加入時の総合パンフレット・重要事項説明書にてご確認ください。このご契約の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認ください事項を記したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop <全労済> までお問い合わせください。

続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含まれます。
③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 新規加入年齢について
新規加入者となることのできる年齢は、発効日において満15歳以上満80歳以下とします。

▶ 4 共済商品について

事業規約	終身生命共済
共済商品名称	総合医療共済 終身医療プラン ベーシックタイプ(180日型)

「終身医療保障」は一生継続医療保障です。終身医療保障は共済期間(契約期間)が終身であるため契約の更新はありません。

▶ 5 共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

- 1) 共済期間
基本契約の共済期間(契約期間)は終身となります。
- 2) 掛金払込期間
基本契約の掛金払込期間は終身払いとなります。

▶ 6 一部の職業の方について(加入限度について)

- 1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。
 - ① カシ、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
 - ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射および電磁波温熱療法。ただし、血液照射は除きます。

② 先進医療に該当する放射線照射および電磁波温熱療法
● 先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。

- 1 入院とは次の①～③のいずれかに該当する入院をいいます。
 - ① 入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院
 - ② 入院2回以上した場合で、それぞれの入院の原因となった身体障害が同一のとき、または医学上重要な関係(※2)があるときは、それらの入院を合わせた入院。ただし、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払われることとなった最終の入院が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に開始した入院については、前の入院とは異なった入院とみなします。
 - ③ 被保険者は保険金の支払われる入院期間中にさらに保険金を

▶ 2 保障額と保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別の保険料となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
入院保障	入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	共栄火災引受額(円)	上記入院保障額の50%			
手術保障	手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	共栄火災引受額(万円)	上記手術保障額の50%			
先進医療費用保障	先進医療費用保障額(万円)	最高2,000			
	共栄火災引受額(万円)	上記先進医療費用保障額の100%			
共栄火災引受分 保険料(円)	発効日満年齢0～59歳	850	1,380	2,180	2,710
	発効日満年齢60～79歳	2,370	3,920	6,240	7,790

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用) (引受緩和特約)」
ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶2 ご相談窓口等(38ページ)までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

- ① ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障がいについて保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
 - 被保険者の生年月日・満年齢・性別
 - 被保険者の職業職種
 - 質問表回答欄にご記入いただく事項

- ② 加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。
- ③ ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由で身体障害を被った場合
 - ① ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ③ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、その他これらの類似の事変または暴動(※1)
 - ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(※1)
 - ⑥ 上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(※1)
 - ⑦ うちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※2)のないもの

を支払うべき身体障害を被った場合は、当初の保険金を支払うべき入院とその後の保険金を支払うべき身体障害による入院とを合わせた入院。

- ※1 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて、生体に切開、切断、結紮(さつ)、摘除、郭清、縫合等の操作を加えることをいいます。
- ※2 たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患・腎臓疾患等の関係や、胃がんとその転移による肝臓がんとの関係等をいいます。

(4) 引受条件(ご契約金額等)

- ① ご契約金額(入院保険日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
- ② 新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

● 以下のケガによる身体障がいを被った場合

- ① 無資格または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ② 地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(※1)
 - ③ 被保険者に対する刑の執行
 - ④ 精神障がいを原因とする事故
- アルコール依存症および薬物依存による事故
 - (※1) これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと共栄火災が認めたときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその全額を削除して支払うことがあります。
 - (※2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<お支払いの対象にならない手術の代表例は下記のとおりです。>

- 創傷処理
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- デブリードマン
- 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 抜歯手術
- 異物除去術(外耳、鼻腔[くう]内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜炎)
- 魚の目・タコ手術(鶏眼[けいがん]・胼胝[べんち]切除術)
- 美容整形手術 など

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

▶ 11 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください事項)

上記3～11の詳細は、損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>(37～39ページ)を参照ください。

お支払例(入院保険金支払限度期間180日)について

入院・手術保障のお支払例(58～59ページ)をご参照ください。

(2)加入者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただきますことがあります。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

▶ 7 契約できる共済金の限度について

- 終身医療保障に契約できる申込額は、入院日額 3,000 円または 5,000 円です。
- 加入者 1 名につき 1 契約のみ契約することができます。
- こくみん共済 coop <全労済> の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただきますことがあります。

▶ 10 共済金のお支払いについてのご注意

(1)加入者が共済期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

■ ベーシックタイプ 180 日型(主契約)

共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 × 入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院共済金日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院したときは、事故日から180日以内に開始された再入院に限り、1回の入院とみなします。
災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき	入院共済金日額 × 10	複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点での効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 【お支払いの対象となる例】※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など 【お支払いの対象とならない例】 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
手術共済金	所定の手術を受けたとき	入院共済金日額 × 10	複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点での効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 【お支払いの対象となる例】※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など 【お支払いの対象とならない例】 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額 × 10	複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点での効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 【お支払いの対象となる例】※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など 【お支払いの対象とならない例】 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など

(※1)「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院料の支払いの有無などを参考にして判断します。

(※2)「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、およびこくみん共済 coop <全労済> 所定の感染症をいいます。

▶ 11 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

上記11の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済 coop <全労済> 「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

▶ 12 割り戻し金について

▶ 13 掛金の払込免除について

▶ 14 共済金のご請求について

▶ 15 規約の変更

上記12～15の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済 coop <全労済> 「終身生命共済」(54ページ)を参照ください

注意喚起情報 こくみん共済 coop <全労済> 「終身生命共済」

▶ 1 加入申込書および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
- 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。
- 健康診断書の提出が必要な場合
(ア)終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)を通算して、入院日額10,000円を超えて申し込む場合には、健康診断書を提出していただきます(この健康診断書も加入審査の対象となります)。
(イ)過去2年以内にこくみん共済 coop <全労済> の終身生命共

(4)入院に関する共済金の限度

加入年齢	終身医療保障(終身医療プラン)	共済金額を制限する職業A、B、Cに当てはまる場合および重度障がい状態の場合
満15歳～満60歳	10,000円(15,000円)	5,000円(5,000円)
満61歳～満70歳	10,000円(10,000円)	5,000円(5,000円)
満71歳～満80歳	5,000円(5,000円)	5,000円(5,000円)

※()内は、こくみん共済 coop <全労済> の事業規約「個人長期生命共済」にもとづく定期医療プランに加入している場合、その入院共済金額を含んだ入院共済金限度額です。

▶ 8 掛金額

終身医療保障の掛金は、共済金額、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な掛金は「当総合パンフレット」(28ページ)を参照ください。

▶ 9 共済金受取人について

上記9の事項に関する詳細は、「契約概要 こくみん共済 coop <全労済> 団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。なお、終身医療保障には死亡共済金はありません。

れている事由はすべてではありません。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載しておりますので必ず内容をご確認ください。※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

- すべての共済金
 - 加入者の犯罪行為
 - 加入者・契約者・共済金受取人の故意
 - 契約が解除された場合
 - 契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
- 不慮の事故を原因とする共済金
 - 加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失
 - 加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故
 - 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故
 - 原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
- 病気を原因とする共済金
 - 加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失
 - 加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病
 - 原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
 - 発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術および先進医療など

※次については、共済金は重複して支払いません。

- 病気入院共済金と災害入院共済金

▶ 5 契約の消滅について

加入者が死亡した場合には、契約が消滅となります。

▶ 6 契約の無効について

▶ 7 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続について

▶ 8 加入者による契約の解除請求について

▶ 9 掛金の生命保険料控除について

▶ 10 納税義務国・居住他国の確認について

上記6～10の事項に関する詳細は、注意喚起情報 こくみん共済 coop <全労済> 「終身生命共済」(55ページ)を参照ください。

▶ 11 契約の解除について

上記11の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済 coop <全労済> 「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

介護・認知症保障 全体概要

介護・認知症保障は、損害保険会社、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	基本契約		
	介護保障	介護認定保障	認知症保障
損害保険会社	○(50%)	—	—
全トヨタ労連	○(50%)	○(100%)	○(100%)

介護・認知症保障 損害保険会社

「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」

契約概要 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶2 ご相談窓口等(38ページ)までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- 団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社 引受契約「重要事項説明書<共通事項>」(37ページ)を参照ください。
- 商品の仕組み
この保険は被保険者が所定の要介護状態となられた場合に保険金をお支払します。
- 補償内容(主な支払い事由、保険金をお支払いする場合)
被保険者が保険期間中に以下のいずれかの事由により要介護状態となられた場合に介護一時金をお支払します。
 - 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 - 公的介護保険制度の要介護・要支援の認定の審査対象とならない場合において、障害者総合支援制度に基づく障害支援区分3以上の認定を受けた状態
- 引受条件等(ご契約金額等)
 - ご契約金額につきましては、次表の金額からご選択いただけます。被保険者の年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
 - ご加入できる年齢は、新規加入、継続加入に関わらず満84歳以下となります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保障額と保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」ですが、加入(継続)時の年齢により保険料が変わるのでご注意ください。契約保障額ごとの共栄火災引受分保険料は次表の通りです。

なお、契約保障額の()内は、共栄火災引受額です。

満年齢 (保障開始日時点)	契約保障額			
	100万円 (50万円)	300万円 (150万円)	500万円 (250万円)	700万円 (350万円)
0歳～64歳	20円	70円	120円	170円
65歳～69歳	180円	550円	920円	1,290円
70歳～74歳	300円	910円	1,520円	2,130円
75歳～79歳	630円	1,890円	3,160円	4,420円
80歳～84歳	1,510円	4,540円	7,570円	10,600円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 ご加入後の留意事項

保険金をお支払いした場合、介護・認知症保障は失効となります。介護・認知症保障の年間保険料のうち、未払込保険料がある場合は、全額をお支払いいただきます。なお、保険金をお支払いした方につきましては、介護・認知症保障に再度ご加入することはできません。

▶ 6 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。また、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書<共通事項>」の▶2 ご相談窓口等(38ページ)までお問合せください。

▶ 1 告知義務等

ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

- ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
 - 被保険者の生年月日・満年齢・性別
 - 質問表回答欄にご記入いただく事項
- 加入申込書の質問回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。
- ご加入できる年齢は、新規加入、継続加入に関わらず満84歳以下となります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

●以下の事由によって生じた要介護状態

- ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 無資格または酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間の事故
- 被保険者の大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
- 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用
- 被保険者の先天性疾患
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※1)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※1)
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(※1)
- 上記⑧から⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故(※1)
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※2)のないもの(※1)これらに該当した被保険者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めるときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(※2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始

- ①駐車中
 - ②車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中(ただし、けい留中であっても、乗客の乗降中は運行中とする。)
 - ③リフト、エレベーター、エスカレーターの運転休止中
- (2)「▶ 8 交通事故の定義について」、「▶ 9 交通機関の定義について」および「▶ 2 共済金をお支払いできない場合」に定める「搭乗」とは、下記をいいます。
- ①運行中の交通機関に乗車(船)するために交通機関に手または足をかけたときから、下車(船)のために片足が地面につく直前まで
 - ②自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - ③自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - ④その他こくみん共済 coop < 全労済 > が認めるもの

▶ 11 共済金受取人について

上記 11 の事項に関する詳細は、「契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「団体定期生命共済」」(46 ページ)を参照ください。

注意喚起情報 こくみん共済 coop < 全労済 > 「交通災害共済」

▶ 1 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 2 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当の場合、共済金を支払できません。

- (1)契約者、加入者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- (2)加入者の犯罪行為によるとき
- (3)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (4)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (5)加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
- (6)加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- (7)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
- (8)道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの(交付を受けられない場合は、お問合せください)
- (9)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- (10)列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの(ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除く)
- (11)加入者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く)、競技・興行(練習を含む)のため運行中の交通機関に搭乗して生じたもの
- (12)加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - ①荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作業を含む)
 - ②こくみん共済 coop < 全労済 > の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
- (13)加入者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- (14)加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- (15)加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院
- (16)契約が解除されたとき

▶ 3 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、20 口以上で加入されている場合は日額 1,000 円、20 口未満で加入されている場合は「契約口数× 50 円」の日額で支払います。

▶ 4 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日に、すでに死亡していたとき
- (2)加入者が発効日または更新日に「▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)」(65 ページ)の範囲外であったとき
- (3)共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- (4)契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (5)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
 - ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しいたします。

▶ 5 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 5 割り戻し金について

こくみん共済 coop < 全労済 > は毎年 5 月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5 月末現在の有効契約が対象です)。

▶ 6 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に死亡した場合、死亡共済金を支払います。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表(詳細は69～70ページを参照ください)」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金として支払います。	基本契約共済金額×支払割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金を支払います。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。 ※入院日数は1回の入院について180日分が限度となります。	入院共済金額×(入院日数(184日限度)－免責4日) ※免責4日分については、通院共済金を支払います
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に通院した場合、右記の計算により通院共済金を支払います。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。 ※通院日数は同一の交通事故による通院について90日分が限度となります。	通院共済金額×通院日数

▶ 7 共済金を減額する場合

加入者が交通事故により損害を被り、共済金を支払う場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

▶ 8 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

- (1)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関(詳細は事項「▶ 9 交通機関の定義について」を参照、以下同じ)との衝突・接触等による事故
- (2)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3)運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故
- (4)乗客(入場客を含む)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内侧)における加入者の不慮の事故
- (5)道路(道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を通行中の加入者の次に掲げる不慮の事故
 - ①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - ②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ③火災または破裂・爆発

※運行中には「駐車中」は含みません。

▶ 9 交通機関の定義について

- (1)汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェーを含む)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬車を除きます。
- (2)自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みません。
 - ①身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
 - ②道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
- (3)航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
- (4)船舶職員法および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

▶ 10 運行中および搭乗の定義

- (1)「▶ 8 交通事故の定義について」および「▶ 2 共済金をお支払いできない場合」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他こくみん共済 coop < 全労済 > が認めるものをいい、次の場合は含みません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」(64 ページ 告知義務等)を参照ください。

▶ 2 共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1)介護保障
注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」(64～65 ページ 保険金をお支払いできない主な場合)を参照ください。
- (2)介護認定保障
傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。ただし、要介護状態の開始日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。また介護保障が支払われた以降は支払対象外です。
- (3)認知症保障
認知症の原因となった事由が生じた時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。ただし、認知症の診断日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。また介護保障が支払われた以降は支払対象外です。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 11 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください事項)

上記 3～11 の詳細は、損害保険会社 引受契約 重要事項説明書 < 共通事項 > (37～39 ページ)を参照ください。

交通災害保障 こくみん共済 coop < 全労済 > 「交通災害共済」

交通災害保障は、こくみん共済 coop < 全労済 > の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

引受団体	保障内容			
	基本契約			
こくみん共済 coop < 全労済 >	死亡	後遺障がい	入院	通院
	100%			

契約概要 こくみん共済 coop < 全労済 > 「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

交通災害保障は、こくみん共済 coop < 全労済 > が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載してありますので必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しくこくみん共済 coop < 全労済 > 引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、「こくみん共済 coop < 全労済 > 引受契約共通事項」(36 ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)

契約の発効日または更新日において次のいずれかに該当する方が加入できます(被共済者になれる方)。

- (1)契約者(組合員)本人
- (2)契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー(以下「内縁関係にある方等」)を含む。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者が居る場合を除く。以下同様。)
 - ※同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
- (3)(2)以外の契約者と生計を一にする親族

▶ 4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族とともに共通です。

加入できる方	保障額	月払掛金
	100万円(10口)	70円
組合員および組合員と生計を一にする親族	200万円(20口)	140円
	300万円(30口)	210円
	400万円(40口)	280円
	500万円(50口)	350円

時より前であるとき。ただし、要介護状態の開始日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 11 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください事項)

上記 3～11 の詳細は、損害保険会社 引受契約 重要事項説明書 < 共通事項 > (37～39 ページ)を参照ください。

介護・認知症保障 全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」

契約概要 全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家介護・認知症共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受ける介護・認知症保障へ加入できる方

▶ 4 共済掛金について

掛金は性別にかかわらず「一律」ですが、加入(継続)時の年齢により掛金が変わるのでご注意ください。契約保障額ごとの全トヨタ労連引受分掛金は以下の通りです。なお、契約保障額の()内は、全トヨタ労連引受額です。

満年齢 (保障開始日 時点)	契約保障額			
	100万円 (50万円)	300万円 (150万円)	500万円 (250万円)	700万円 (350万円)
0歳～64歳	20円	70円	120円	170円
65歳～69歳	180円	550円	920円	1,290円
70歳～74歳	300円	910円	1,520円	2,130円
75歳～79歳	630円	1,890円	3,160円	4,420円
80歳～84歳	1,510円	4,540円	7,570円	10,600円

▶ 5 共済金をお支払いする場合

- (1)介護保障
加入者が共済期間中に以下のいずれかの事由により要介護状態となられた場合に介護共済金をお支払いします。(生涯で1回限り)
 - 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 - 公的介護保険制度の要介護・要支援の認定の審査対象とならない場合において、障害者総合支援制度に基づく障害支援区分3以上の認定を受けた状態
- (2)介護認定保障
加入者が共済期間中に以下のいずれかの事由により要介護状態となられた場合に介護認定共済金をお支払いします。(生涯で1回限り)
 - 公的介護保険制度に基づく要支援1、2、要介護1、2、3、4、5の認定を受けた状態
 - 公的介護保険制度の要支援・要介護の認定の審査対象とならない場合において、障害者総合支援制度に基づく障害支援区分1、2、3、4、5、6の認定を受けた状態
- (3)認知症保障
加入者が共済期間中に認知症と診断された場合、認知症共済金をお支払いします。(生涯で1回限り)

▶ 6 共済金受取人について

「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書 < 共通事項 >」(38 ページ 保険金の請求・死亡保険金受取人)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

▶ 9 ご加入後の留意事項

契約概要 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」(64 ページ ご加入後の留意事項)を参照ください。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」

▶ 1 告知義務等

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	第7級	(11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したものの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%	第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%	第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%			
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	42%			

▶ 6 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう共済」とは別に、こくみん共済 coop <全労済>が実施する交通災害共済に契約の場合は、すべての契約金額を合計してこくみん共済 coop <全労済>の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金を支払いできません。

▶ 7 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちにゆうゆうセンターへ連絡ください。連絡がないと共済金を支払いできない場合があります。

- (1)氏名や住所が変更となった場合、組合員(本人)または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- (2)組合員(本人)の住所を変更したとき
- (3)加入者が「▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)」(65ページ)の範囲外となったとき
- (4)加入者について、交通事故による傷害を被った場合

▶ 8 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 9 契約の解除と契約の更新謝絶について

上記8、9の事項に関する詳細は、「契約概要 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」」(46ページ)を参照ください。

等級	身体障害	支払割合
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌(がいぼう)に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

▶ 2 生命・後遺障害保障(自家生命共済・団体定期生命共済)、緩和生命保障(自家緩和生命共済・団体定期生命共済)、終身生命共済、交通災害共済、自然災害共済における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける自家生命共済(重度障害共済金)、こくみん共済coop<全労済>が引受ける団体定期生命共済(重度障害共済金)、交通災害共済(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命共済(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となるこくみん共済coop<全労済>所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(2016年2月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1.両眼が失明したもの 2.そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃したもの 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2.そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5.両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力を全く失ったもの 4.1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5.1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両手の手指の全部の用を廃したもの 7.両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2.1上肢を手関節以上で失ったもの 3.1下肢を足関節以上で失ったもの 4.1上肢の用を全廃したもの 5.1下肢の用を全廃したもの 6.両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの 3の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4.せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5.1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6.1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4.削除 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8.1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9.1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10.1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11.両足の足指の全部の用を廃したもの 12.外ばうに著しい醜状を残すもの 13.両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.せき柱に運動障害を残すもの 3.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5.1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8.1上肢に偽関節を残すもの 9.1下肢に偽関節を残すもの 10.1足の足指の全部を失ったもの	45%

等級	身体障害	支払割合
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7.1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8.1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10.1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11.1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2.外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12.生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.正面視で複視を残すもの 2.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3.14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4.1耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの 5.削除 6.1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7.1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8.1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4.1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5.せき柱に変形を残すもの 6.1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7.削除 8.1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9.胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの 4.1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8.長管骨に変形を残すもの 8の2.1手の小指を失ったもの 9.1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10.1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12.局部にがん固な神経症状を残すもの 13.削除 14.外ばうに醜状を残すもの	10%
第13級	1.1眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 3.両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2.5歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの 3の3.胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4.1手の小指の用を廃したもの 5.1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6.削除 7.削除 8.1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9.1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10.1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%

等級	身体障害	支払割合
第14級	1.1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2.3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの 2の2.1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3.上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4.下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5.削除 6.1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7.1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8.1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9.局部に神経症状を残すもの	4%

【備考】
 1. 視力の測定は、万国式視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
 2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
 4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
 5. 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

▶ 3 入院・手術保障、緩和医療保障(損害保険会社)における手術支払倍率表

疾病手術・放射線治療保険金、傷害手術保険金、三大疾病手術・放射線治療保険金における手術ごとの倍率は以下の通りです。

手術の種類	給付倍率
① 重大手術(注)を受けた場合	40
② ①以外の手術で入院中に手術を受けた場合	20
③ ①・②以外の手術を受けた場合	5
④ 放射線治療を受けた場合	10

(注)重大手術の対象となる手術は以下の通りです。
 1. 縦隔腫瘍摘出術
 2. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(※1)
 3. 直視下心臓内手術
 4. 食道断術
 5. 胃切除術
 6. 腎移植手術。ただし、受容者に限ります。
 7. 陰茎切断術
 8. 子宮広汎全摘除術(※2)
 9. 下垂体腫瘍摘出術
 10. 頭蓋内観血手術
 11. 観血的脊髄腫瘍摘出手術
 12. 聴神経腫瘍摘出術
 13. 悪性新生物根治手術(※3)
 (※1)開胸・開腹術を伴うものをいいます。なお、「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、臍胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいい、「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
 (※2)単純子宮全摘等の子宮全摘除術は除きます。
 (※3)ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除きます。

「ゆうゆう共済」お問合せ窓口

1 一斉展開期間の制度内容・申込方法に関するお問合せは…

期間限定
フリーダイヤル

0120-81-3401

【12月】

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26			

開設期間

2019年12月10日(火)～
2019年12月26日(木)

9:00～18:00

※フリーダイヤルの開設日は、青色に塗りつぶしがされています。

2 共済金請求・その他「ゆうゆう共済」に関するお問合せは…

全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」

0120-93-2681

受付時間

[月～金] 8:30～17:30

※長期連休はお休みとさせていただきます。

【代 表】 TEL.0565-25-1901 / FAX.0565-25-1781

【受付時間】 8:30～17:30 (IP電話・海外からのお問合せは、代表番号にお掛けください)

- 「一斉展開 期間限定フリーダイヤル」利用時のご注意
契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からのお問合せのみご対応させていただきます。
- 以下の期間は、お問合せ窓口をお休みとさせていただきます。
・ 年末年始(2019年12月27日～2020年1月5日) ・ 4月末～5月初旬および8月の長期連休